



第2期

香取市まち・ひと・しごと 創生総合戦略

香取市人口ビジョン（令和2年改訂版）

令和2年3月
香取市

第2期

香取市まち・ひと・しごと

創生総合戦略

香取市人口ビジョン（令和2年改訂版）

目 次

I 香取市人口ビジョン（令和2年改訂版）	1
1. 香取市の人口の現状	3
(1) 人口の推移	3
(2) 自然増減の推移	5
(3) 合計特殊出生率の推移	6
(4) 未婚率の推移	7
(5) 社会増減の推移	8
(6) 年齢階級別・男女別の人口移動	10
(7) 人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響	15
(8) 産業別就業者数	16
2. 将来人口の分析と推計	18
(1) 人口減少段階	18
(2) 将来人口の推計	20
3. 人口の変化が地域の将来に与える影響	22
(1) 人口減少による影響	22
4. 人口の将来展望	24
(1) 現状と課題の整理	24
(2) 目指すべき将来の方向	25
(3) 香取市人口の将来展望	26
II 第2期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略	29
1. 基本的な考え方	30
(1) 策定の趣旨	30
(2) 総合戦略の位置づけ	31
2. 対象期間	31
3. 香取市の現状と課題	32
(1) 香取市の現状と今後の予測	32
(2) 人口減少対策を実施する上での課題	33
4. 策定にあたっての基本的視点	34
5. 基本目標	35
6. 香取市におけるSDGsの目標	36
7. 施策目標の設定と検証の枠組み	38
8. 具体的な施策・事業と重要業績評価指標（KPI）	39
(1) 地域における安定した雇用の創出	44
(2) 定住と香取市への交流・移住の促進	50
(3) 出産・子育て環境の整備	58
(4) 時代にあった地域の創造	64
9. 総合戦略の推進にあたって	77

I 香取市人口ビジョン (令和2年改訂版)

1. 香取市の人口の現状

(1) 人口の推移

本市の人口（※1）は、1985（昭和60）年の93,573人をピークに、1995（平成7）年以降減少の一途をたどっており、1995（平成7）年から2015（平成27）年の間に16,045人（17.15%）減少しています。また、今後も一貫して減少を続けることが見込まれています。



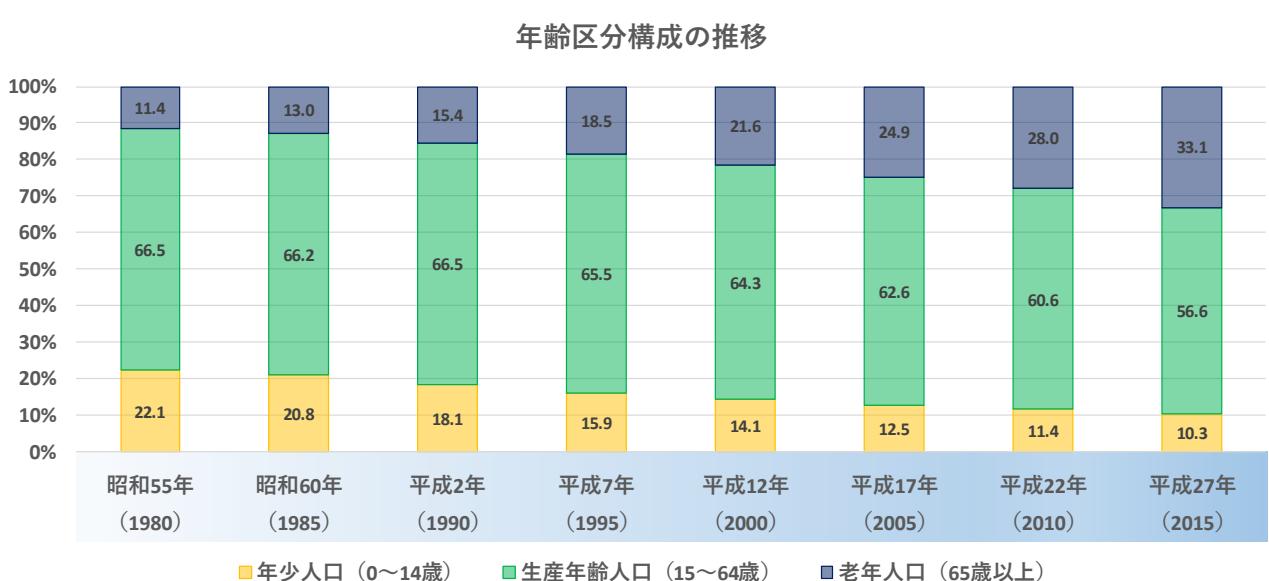
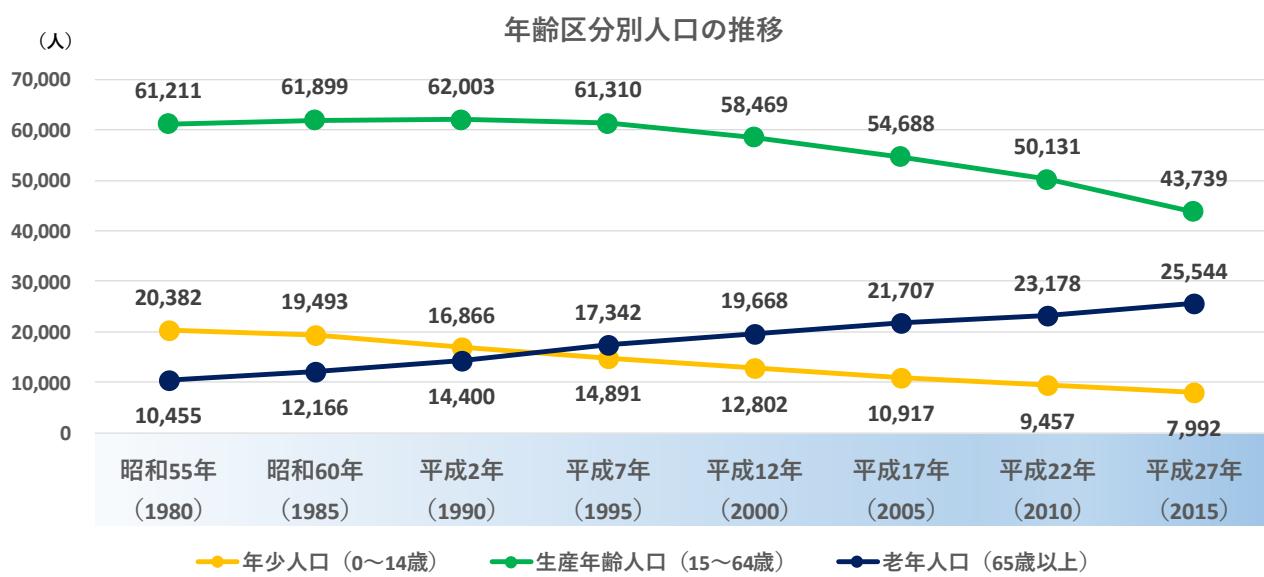
国勢調査結果より作成

（※1）2006（平成18）年以前は、合併前の佐原市、小見川町、山田町、栗源町の人口の合計

年齢区分別的人口は、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方で、老人人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

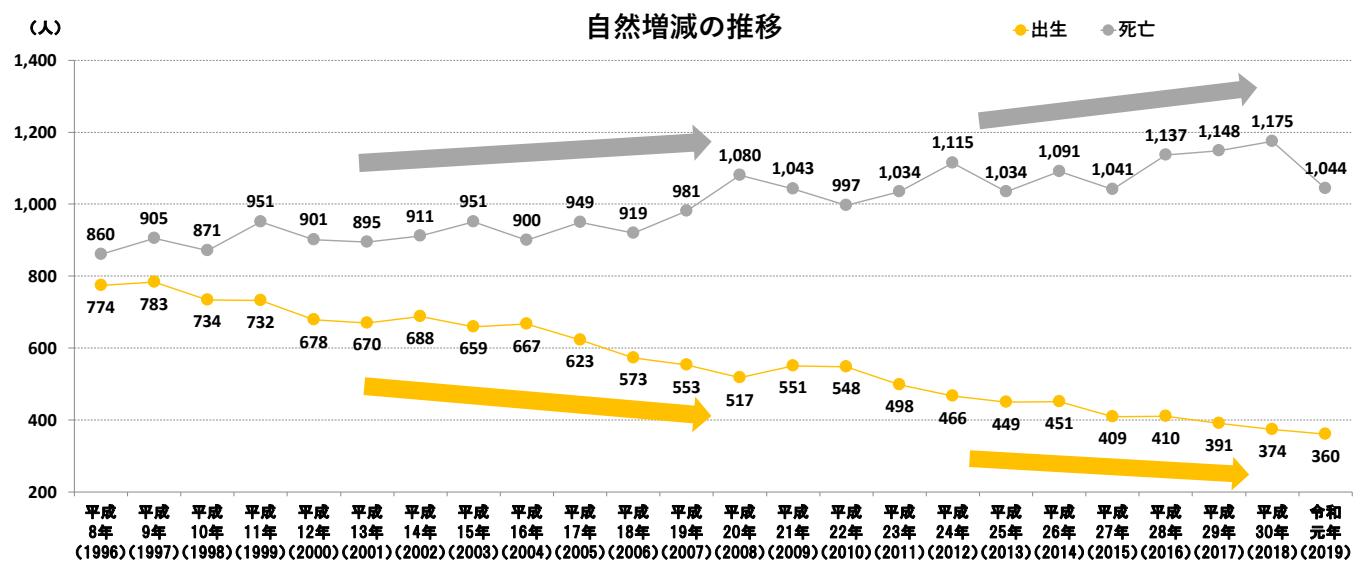
年少人口は1980（昭和55）年以降減少し続けており、2015（平成27）年には構成比10.3%となっています。一方、老人人口は1980（昭和55）年以降増加し続けており、2015（平成27）年には構成比30%を超えていました。

1990（平成2）年と1995（平成7）年の間に、年少人口と老人人口とが逆転し、急速に少子高齢化が進んでいます。



(2) 自然増減の推移

本市の人口の自然増減は、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いています。また、死亡数が増加傾向、出生数が減少傾向にあることから、自然減が拡大しており、近年、その自然減の幅が拡大しています。



	平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)
出生	774	783	734	732	678	670	688	659	667	623	573	553
死亡	860	905	871	951	901	895	911	951	900	949	919	981
自然増減	▲ 86	▲ 122	▲ 137	▲ 219	▲ 223	▲ 225	▲ 223	▲ 292	▲ 233	▲ 326	▲ 346	▲ 428

	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
出生	517	551	548	498	466	449	451	409	410	391	374	360
死亡	1,080	1,043	997	1,034	1,115	1,034	1,091	1,041	1,137	1,148	1,175	1,044
自然増減	▲ 563	▲ 492	▲ 449	▲ 536	▲ 649	▲ 585	▲ 640	▲ 632	▲ 727	▲ 757	▲ 801	▲ 684

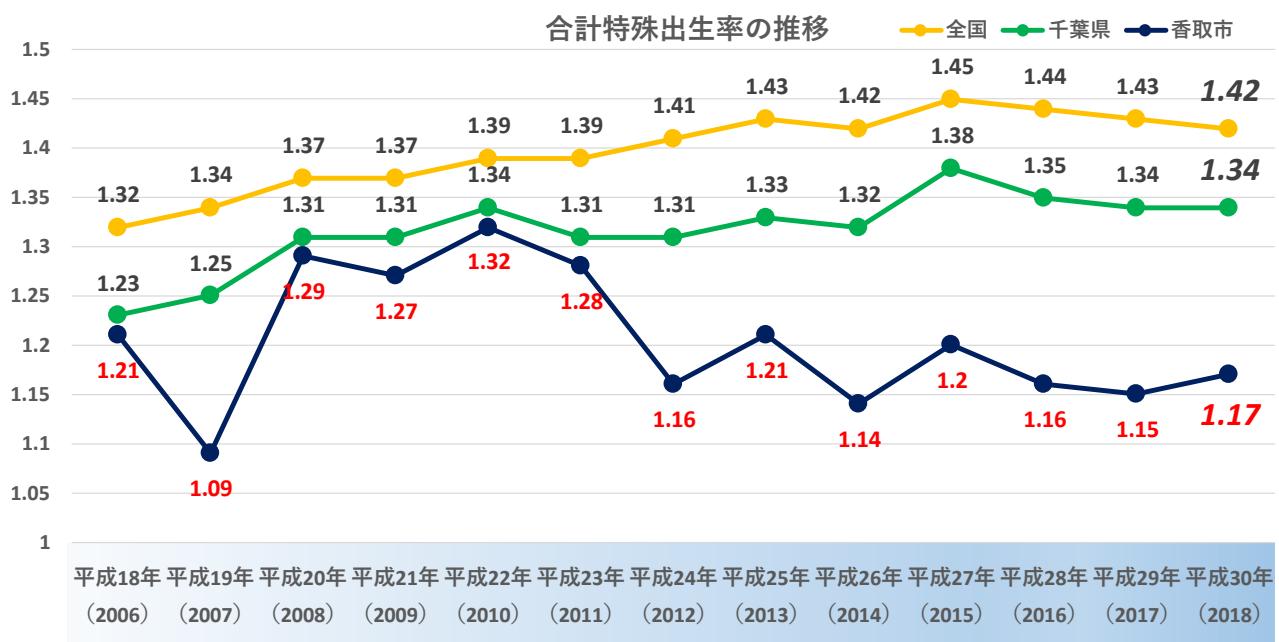
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成

※平成26年調査から調査期間が4月1日～3月31日から1月1日～12月31日に変更となっている。

(3) 合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生に産む子どもの人数の平均である合計特殊出生率の推移ですが、本市の場合、近年では2010（平成22）年に最も高い数値となり、その後、2012（平成24）年まで下降していましたが、2013（平成25）年以降は横ばいの状況となっています。全国との比較では、全国の合計特殊出生率は2006（平成18）年より上昇傾向にあり、本市は全国とは異なる推移をしています。また、千葉県との比較では、2008～2011（平成20～23）年は近似していたものの、2012（平成24）年以降は千葉県の合計特殊出生率を大きく下回っています。

2018（平成30）年においては、本市の合計特出生率は、1.17であり、全国の1.42、千葉県の1.34と比較すると低い値となっています。



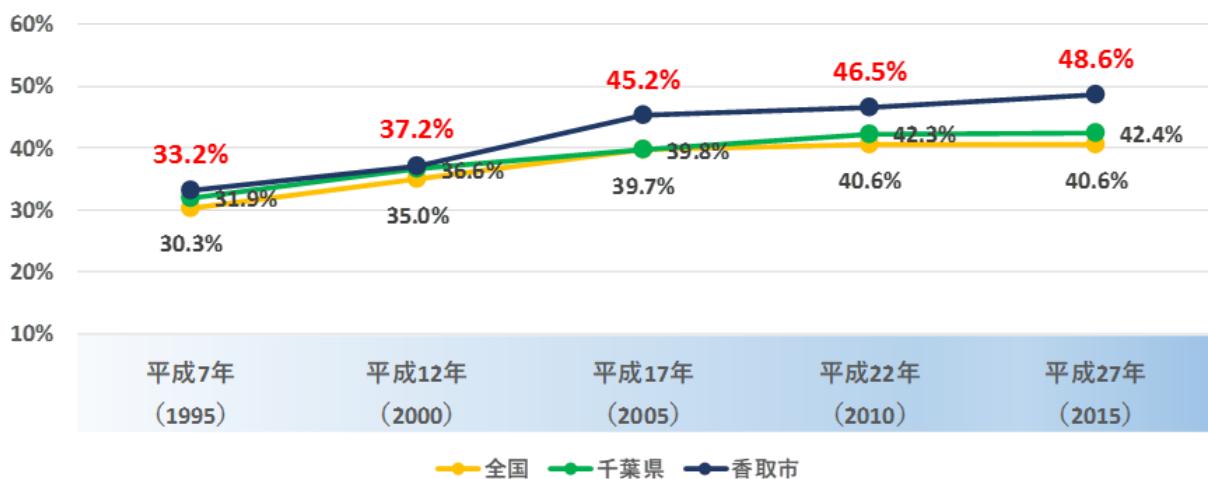
千葉県統計情報ホームページより作成

(4) 未婚率の推移

出生率減少の要因の一つとして未婚化、晩婚化が指摘されています。

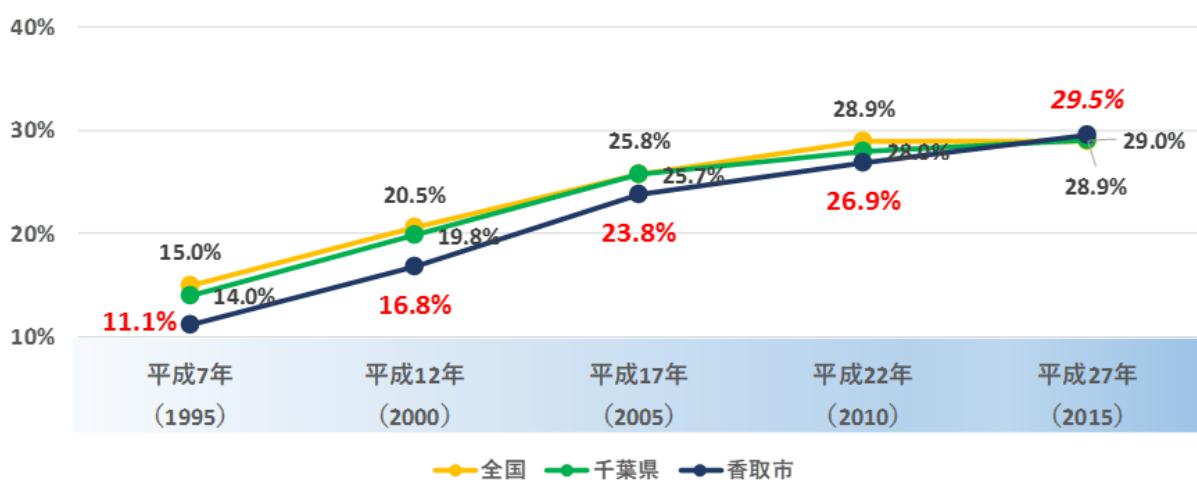
1995（平成7）年からの30～40歳の未婚率を見ると、男性、女性とも未婚率が上昇しています。特に本市の男性の未婚率は、国・県の数値を上回っています。また女性についても、未婚率が大きく上昇していることから、未婚化、晩婚化が進んでいることがわかります。

男性の未婚率（30歳～39歳）の比較【全国、県、市】



国勢調査結果より作成

女性の未婚率（30歳～39歳）の比較【全国、県、市】



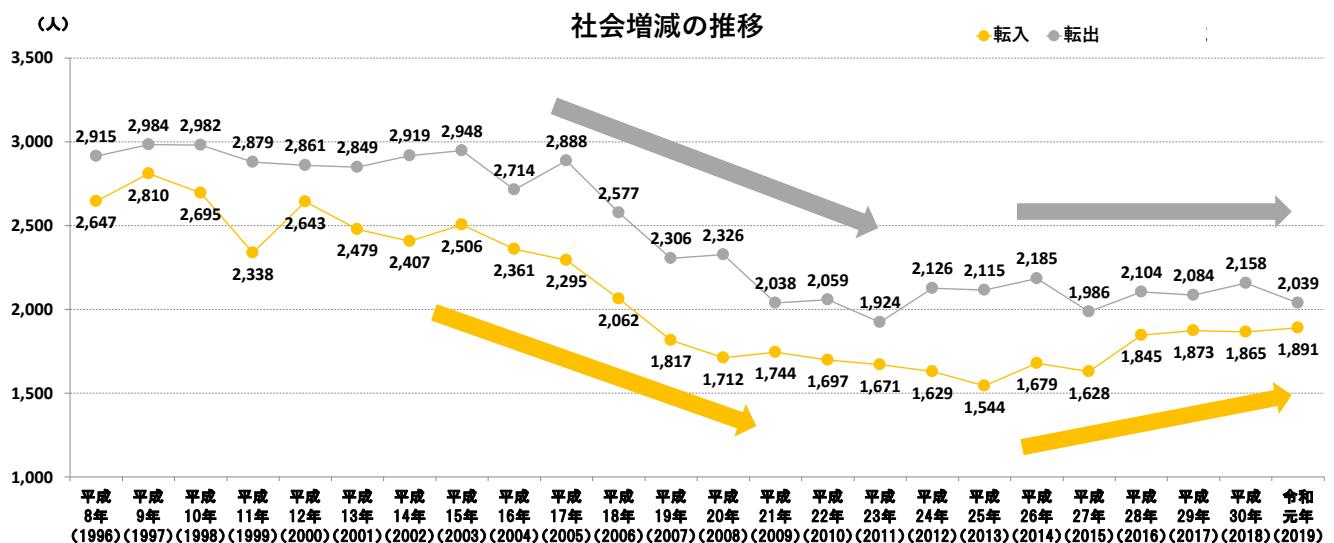
国勢調査結果より作成

(5) 社会増減の推移

本市の人口の社会増減は、1996（平成8）年以降、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いている。転出数については2011（平成23）年まで減少傾向が続いていましたが、その後、横ばいの状況が続いている。転入については、2013（平成25）年まで減少傾向が続いていましたが、近年は、増加傾向にあります。

この転入の増加は、外国人の転入増加によるものです。

社会減の状況は、近年縮小傾向にあります。



	平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)
転入	2,647	2,810	2,695	2,338	2,643	2,479	2,407	2,361	2,506	2,361	2,295	2,062
転出	2,915	2,984	2,982	2,879	2,861	2,849	2,919	2,948	2,714	2,577	2,306	2,326
社会増減	▲ 268	▲ 174	▲ 287	▲ 541	▲ 218	▲ 370	▲ 512	▲ 442	▲ 442	▲ 593	▲ 515	▲ 489

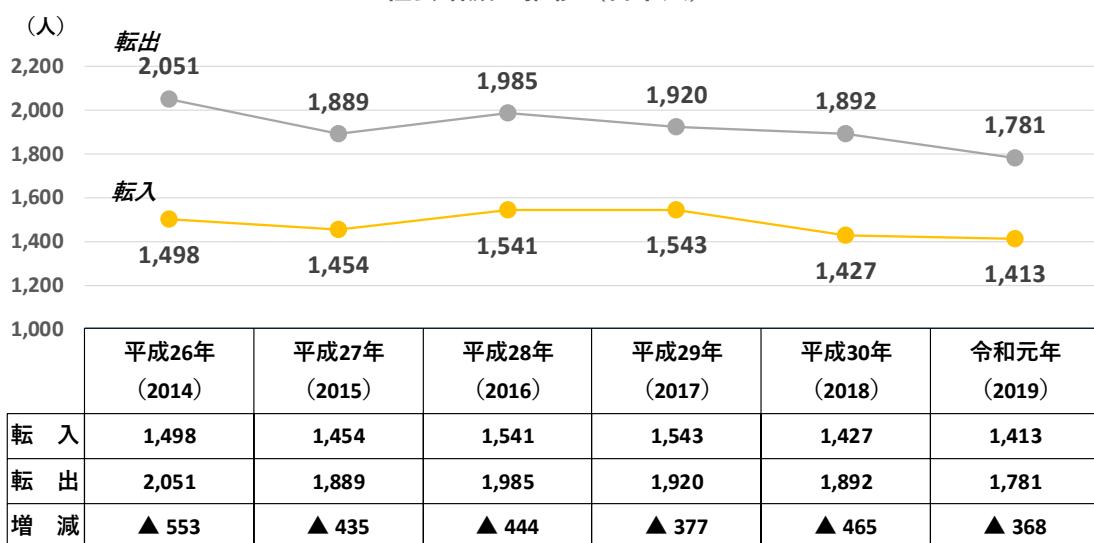
	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
転入	1,712	1,744	1,697	1,671	1,629	1,544	1,679	1,628	1,845	1,873	1,865	1,891
転出	2,326	2,038	2,059	1,924	2,126	2,115	2,185	1,986	2,104	2,084	2,158	2,039
社会増減	▲ 614	▲ 294	▲ 362	▲ 253	▲ 497	▲ 571	▲ 506	▲ 358	▲ 259	▲ 211	▲ 293	▲ 148

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成

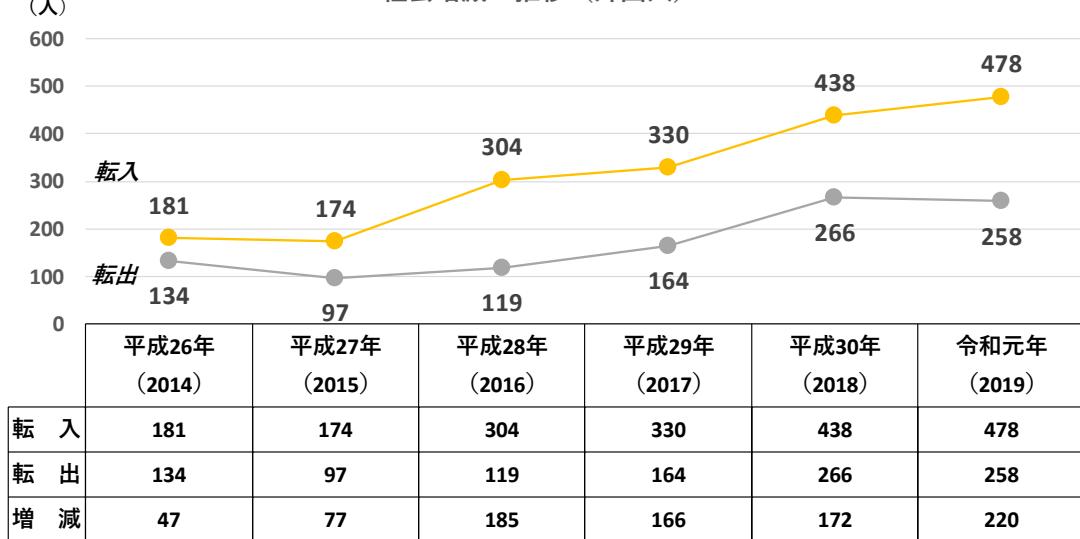
※平成26年調査から調査期間が4月1日～3月31日から1月1日～12月31日に変更となっている。

○近年の日本人、外国人における社会増減の推移

社会増減の推移（日本人）



社会増減の推移（外国人）



○香取市人口（日本人、外国人別）

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
香取市人口	82,120	81,065	80,015	78,982	77,838	76,905
日本人	81,348	80,304	79,167	78,065	76,841	75,817
外国人	772	761	848	917	997	1,088

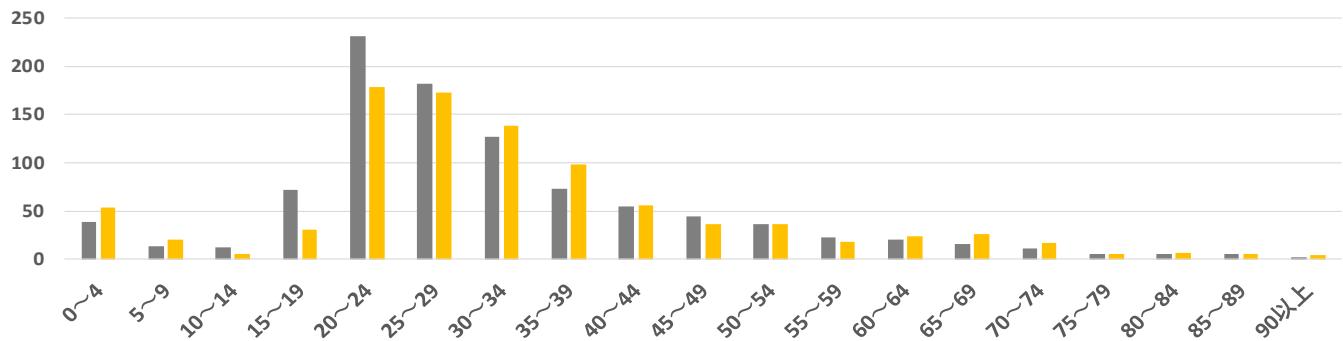
(6) 年齢階級別・男女別の人口移動

ア 人口の移動状況（年代別・男女別）

男女とも 20～29 歳で転出が多く、特に 20～24 歳で大幅に転出超過となっています。

転出者数・転入者数（男性）

■ 転出 ■ 転入

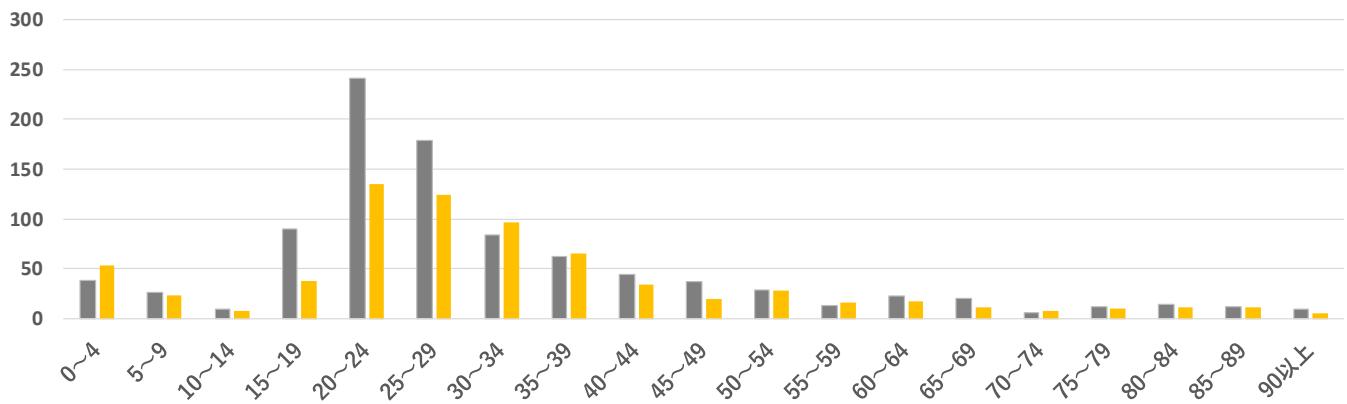


	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90以上
転出	39	14	12	72	231	182	127	73	55	45	37	23	21	16	11	5	6	6	2
転入	54	20	6	31	179	173	138	98	56	37	36	18	24	26	17	6	7	5	4
増減	15	6	▲ 6	▲ 41	▲ 52	▲ 9	11	25	1	▲ 8	▲ 1	▲ 5	3	10	6	1	1	▲ 1	2

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(2018年)」より作成

転出者数・転入者数（女性）

■ 転出 ■ 転入

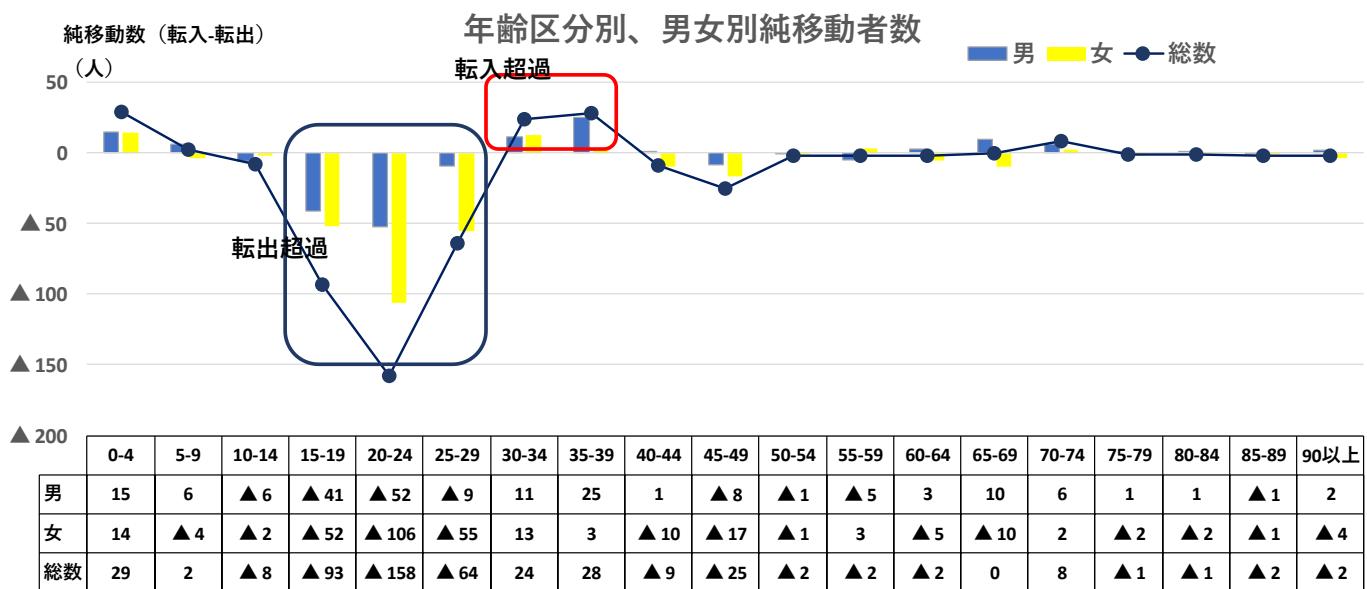


	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90以上
転出	39	27	10	90	241	179	84	63	44	37	29	13	23	21	6	12	14	12	10
転入	53	23	8	38	135	124	97	66	34	20	28	16	18	11	8	10	12	11	6
増減	14	▲ 4	▲ 2	▲ 52	▲ 106	▲ 55	13	3	▲ 10	▲ 17	▲ 1	3	▲ 5	▲ 10	2	▲ 2	▲ 2	▲ 1	▲ 4

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(2018年)」より作成

イ 人口の移動状況（年代別総数）

年齢階級別の人団の移動状況を見ると、男女ともに10代後半から20代までが転出超過となっており、若い世代が流出しています。しかし、2014（平成26）年においては転出超過となっていた30代については、転入超過の状況になっています。



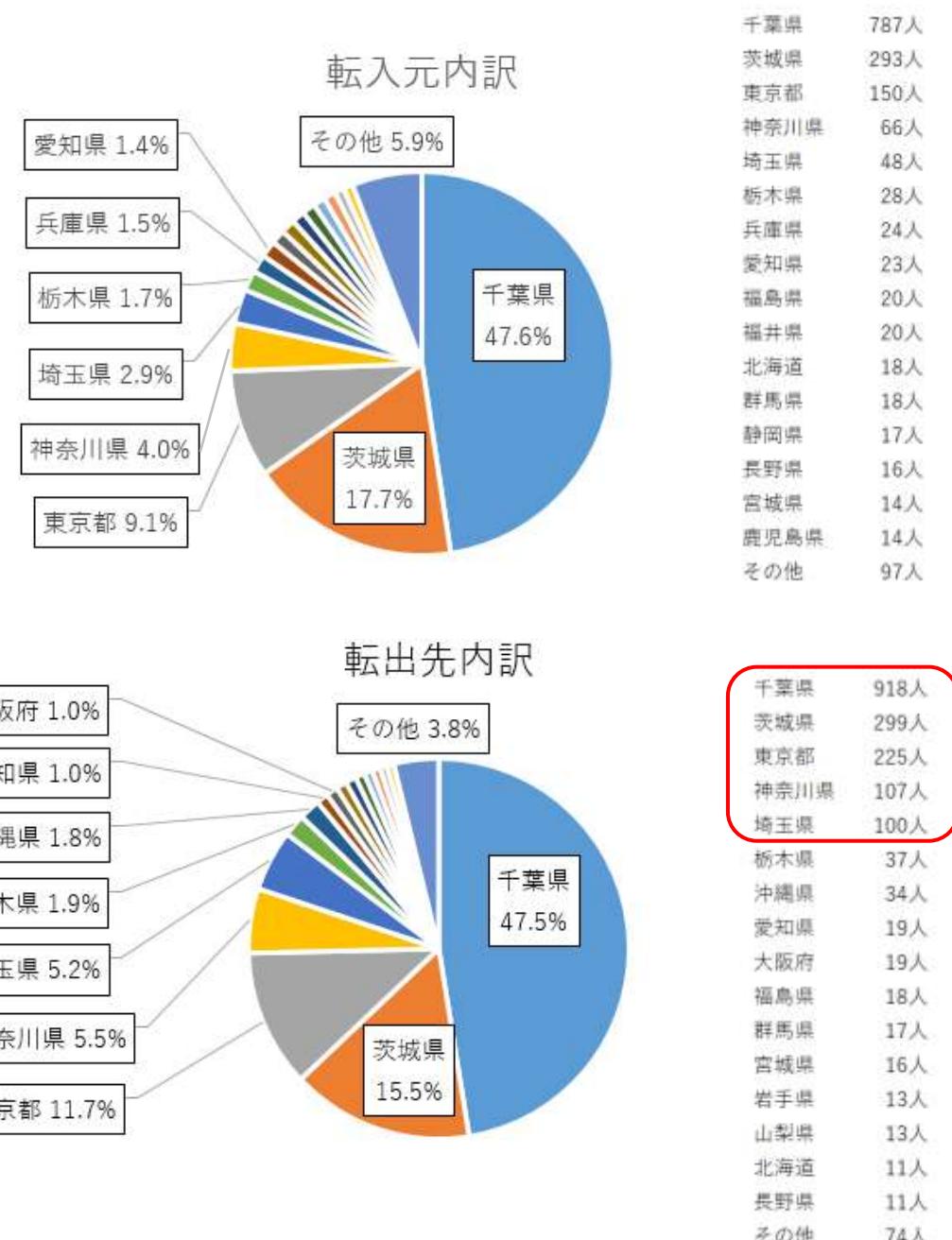
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(2018年)」より作成

ウ 転入元、転出先の状況

①都道府県単位

転入元、転出先とも、県内が最も多く、次いで茨城県、東京都の順になっています。県内を含め、近隣都県内での移動が大多数を占めています。

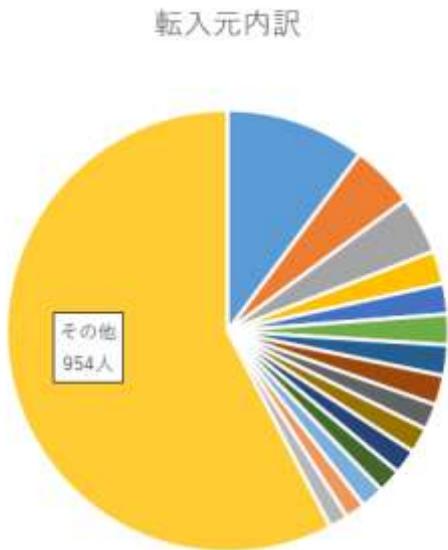
転出超過（転入者<転出者）となっている都道府県（千葉県も含む。）では、千葉県が 131 人と突出し、次いで東京都 75 人、埼玉県 52 人の順となっています。



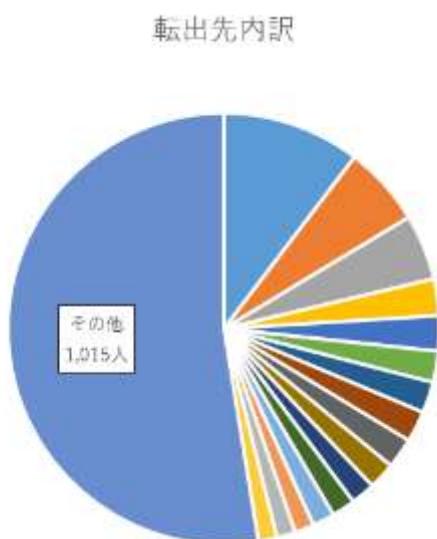
総務省「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表（平成 30 年）」より作成

②市区町村単位

転入元、転出先とともに、上位3団体は、成田市、神栖市、千葉市です。
また、転出超過については、千葉市、成田市が多くなっています。



千葉県成田市	169人
茨城県神栖市	77人
千葉県千葉市	70人
千葉県銚子市	40人
千葉県旭市	37人
千葉県神崎町	37人
千葉県東庄町	37人
千葉県富里市	36人
茨城県鹿嶋市	31人
千葉県船橋市	31人
千葉県市川市	30人
茨城県稲敷市	29人
茨城県潮来市	28人
神奈川県横浜市	24人
千葉県印西市	23人
その他	954人

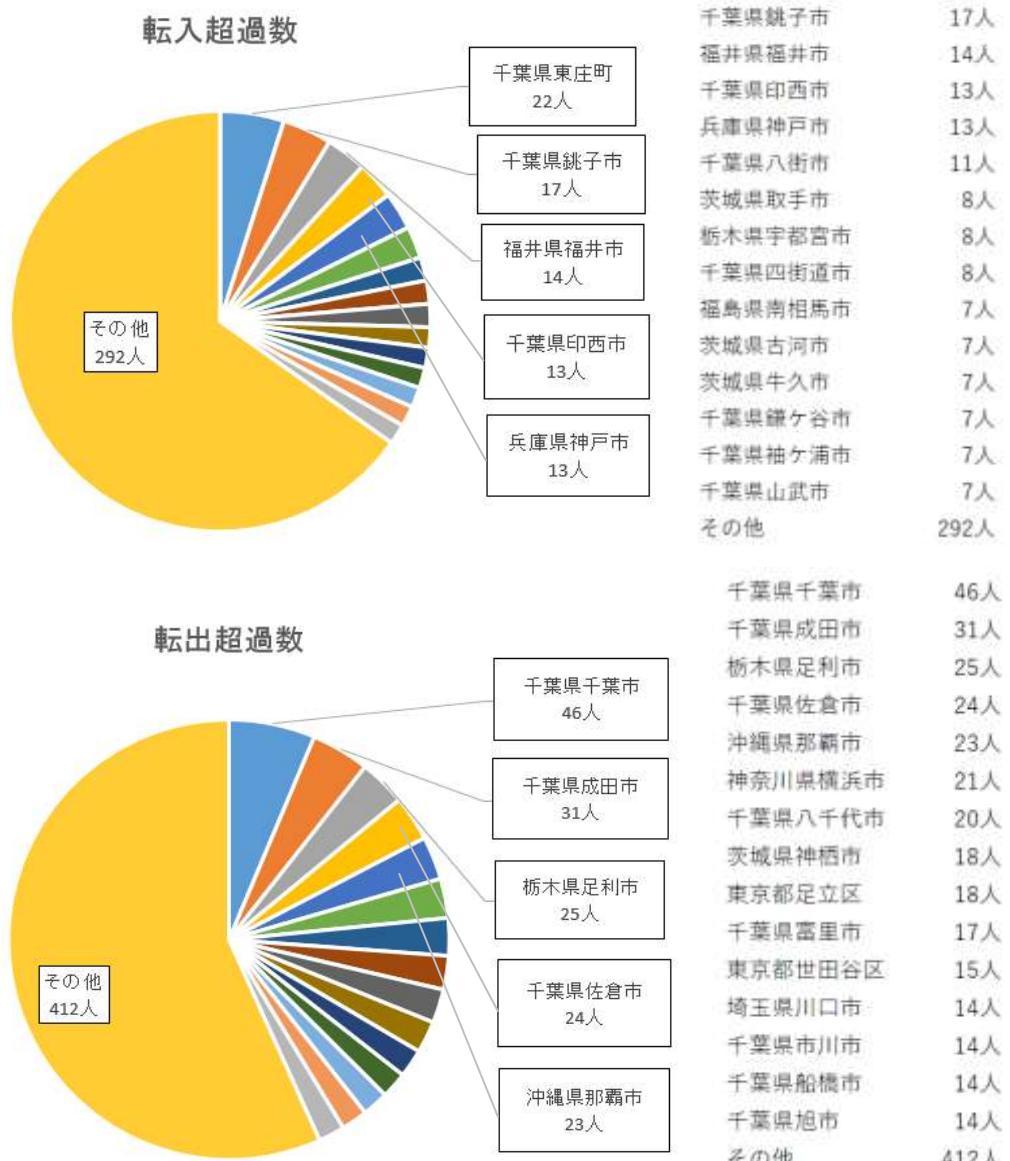


千葉県成田市	200人
千葉県千葉市	116人
茨城県神栖市	95人
千葉県富里市	53人
千葉県旭市	51人
千葉県船橋市	45人
千葉県神崎町	45人
神奈川県横浜市	45人
千葉県市川市	44人
千葉県佐倉市	39人
茨城県鹿嶋市	35人
茨城県潮来市	34人
茨城県稲敷市	32人
千葉県八千代市	28人
栃木県足利市	27人
神奈川県川崎市	27人
その他	1,015人

総務省「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表（平成30年）」より作成

【参考】20代における転入元内訳 n=611人			
1位	成田市	50人	※東京都
2位	千葉市	36人	茨城県
3位	船橋市	18人	埼玉県
4位	東庄町	17人	神奈川県
5位	神栖市	17人	
6位	銚子市	15人	
7位	市川市	14人	

【参考】20代における転出先内訳 n=833人			
1位	成田市	82人	※東京都
2位	千葉市	49人	茨城県
3位	神栖市	37人	神奈川県
4位	船橋市	28人	埼玉県
5位	市川市	26人	
6位	富里市	24人	
7位	佐倉市	18人	



総務省「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表（平成30年）」より作成

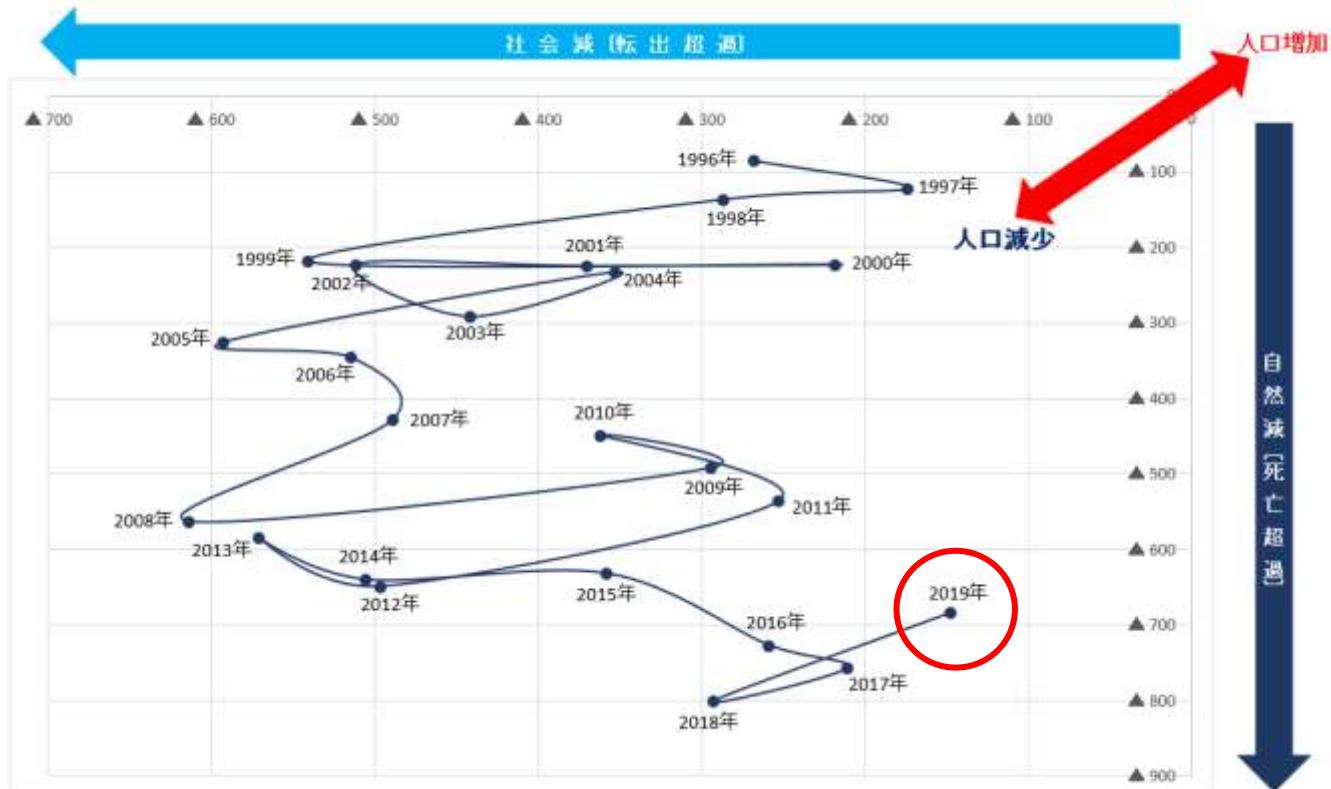
※転入超過： 転入者 > 転出者

転出超過： 転入者 < 転出者

(7) 人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

グラフの縦軸に自然増減、横軸に社会増減をとり、時系列でグラフ化しました。

自然増減、社会増減ともに、減少の状態が続いています。近年は、自然増減の減少幅が大きく、社会増減の減少幅が小さくなっています。



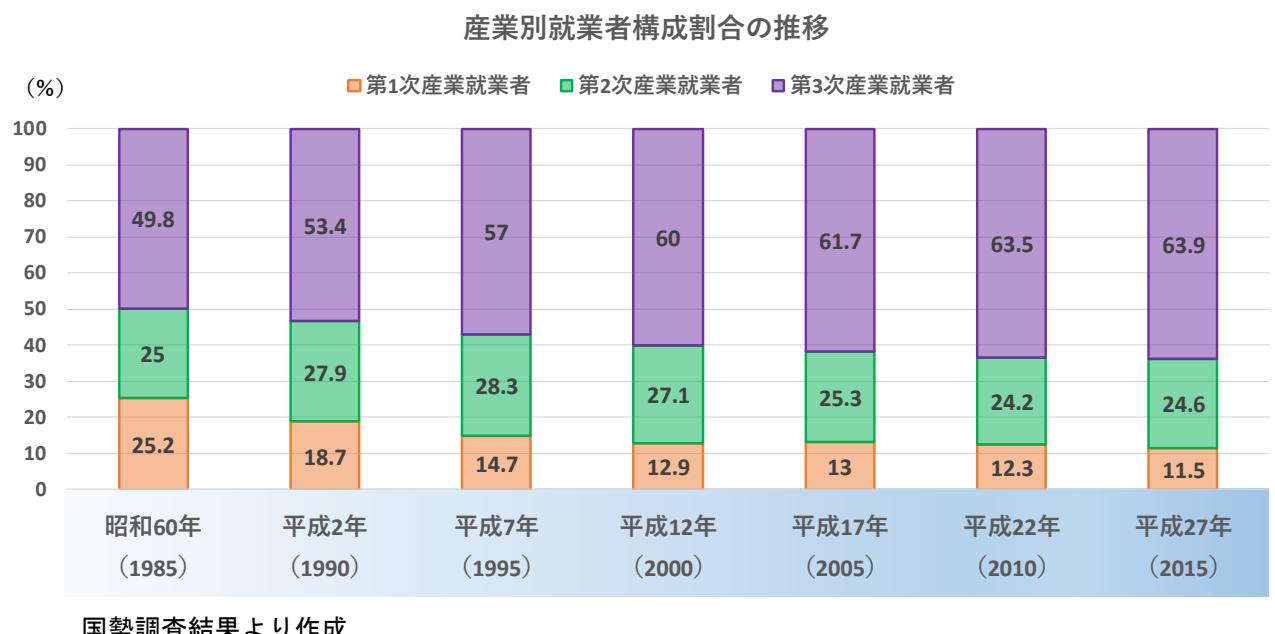
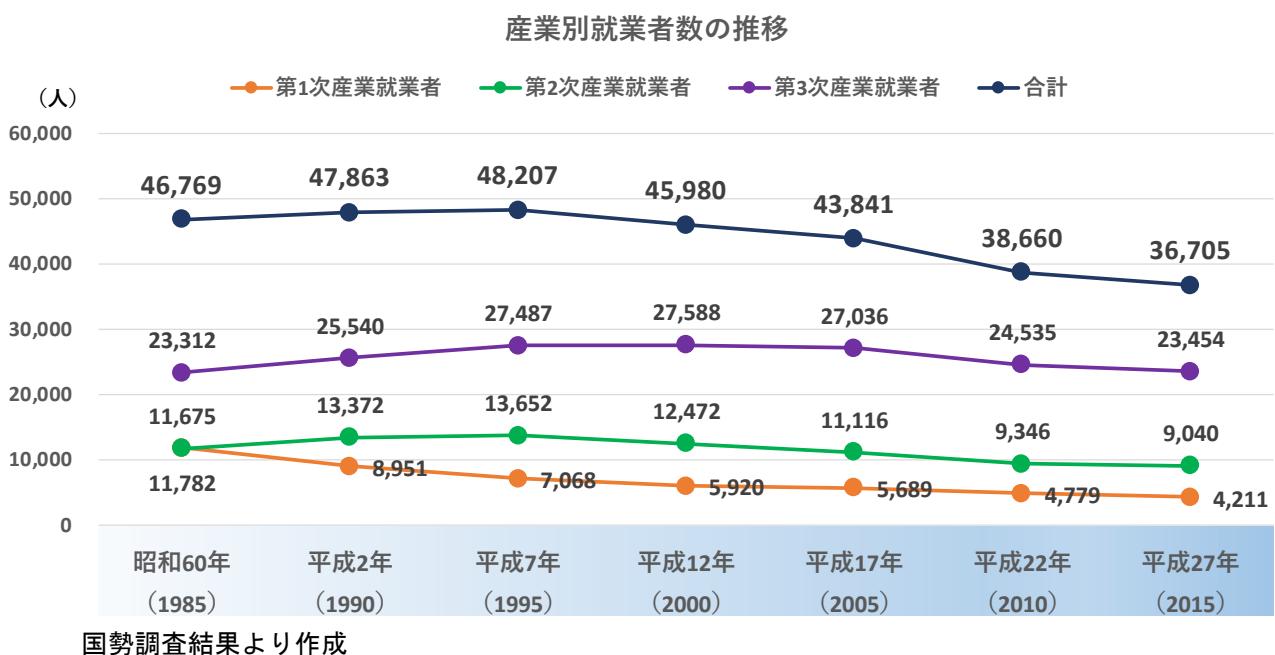
	平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)
社会増減	▲268	▲174	▲287	▲541	▲218	▲370	▲512	▲442	▲353	▲593	▲515	▲489
自然増減	▲86	▲122	▲137	▲219	▲223	▲225	▲223	▲292	▲233	▲326	▲346	▲428
人口増減	▲354	▲296	▲424	▲760	▲441	▲595	▲735	▲734	▲586	▲919	▲861	▲917

	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
社会増減	▲614	▲294	▲362	▲253	▲497	▲571	▲506	▲358	▲259	▲211	▲293	▲148
自然増減	▲563	▲492	▲449	▲536	▲649	▲585	▲640	▲632	▲727	▲757	▲801	▲684
人口増減	▲1177	▲786	▲811	▲789	▲1146	▲1156	▲1146	▲990	▲986	▲968	▲1094	▲832

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成
※平成26年調査から調査期間が4月1日～3月31日から1月1日～12月31日に変更となっている。

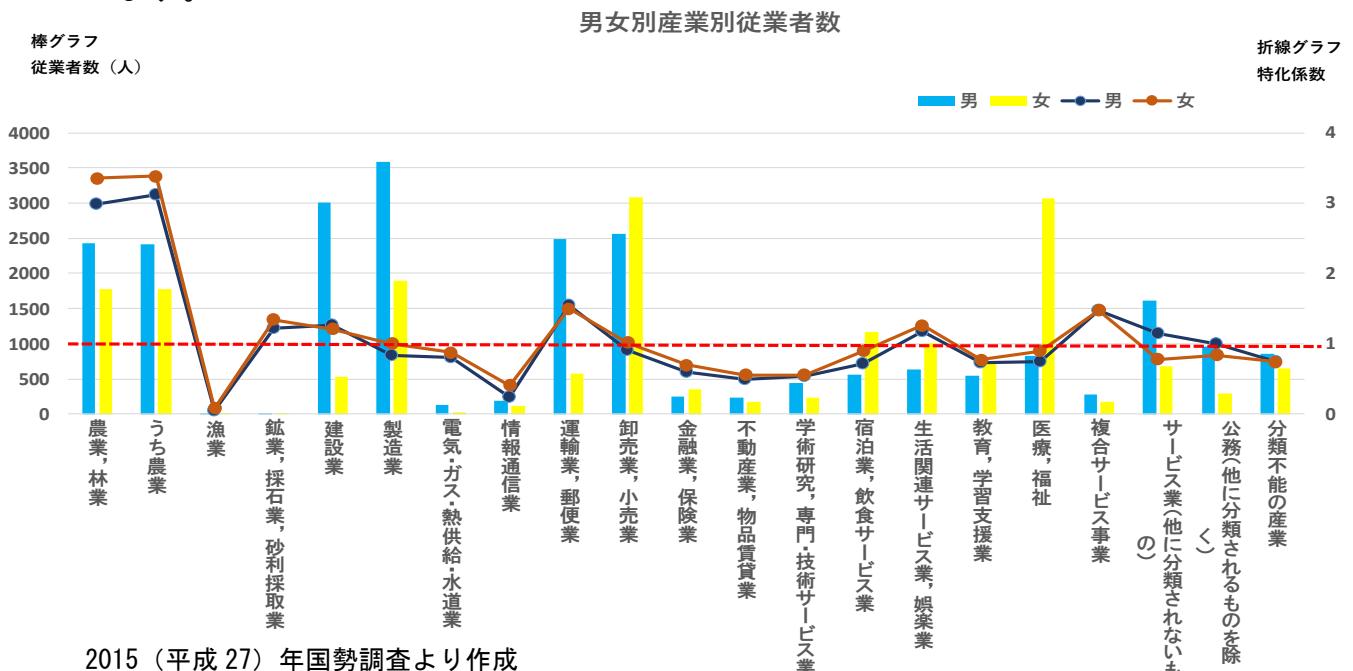
(8) 産業別就業者数

就業者数の推移としては、1995（平成7）年をピークに人口の減少に伴って就業者数も減少しています。産業別に見ると、第1次産業就業者数は1985（昭和60）年以降、一貫して減少しています。構成割合の推移を見ると、第3次産業就業者の割合が増加傾向にあり、第1次、第2次産業従業者の割合が減少傾向にあります。

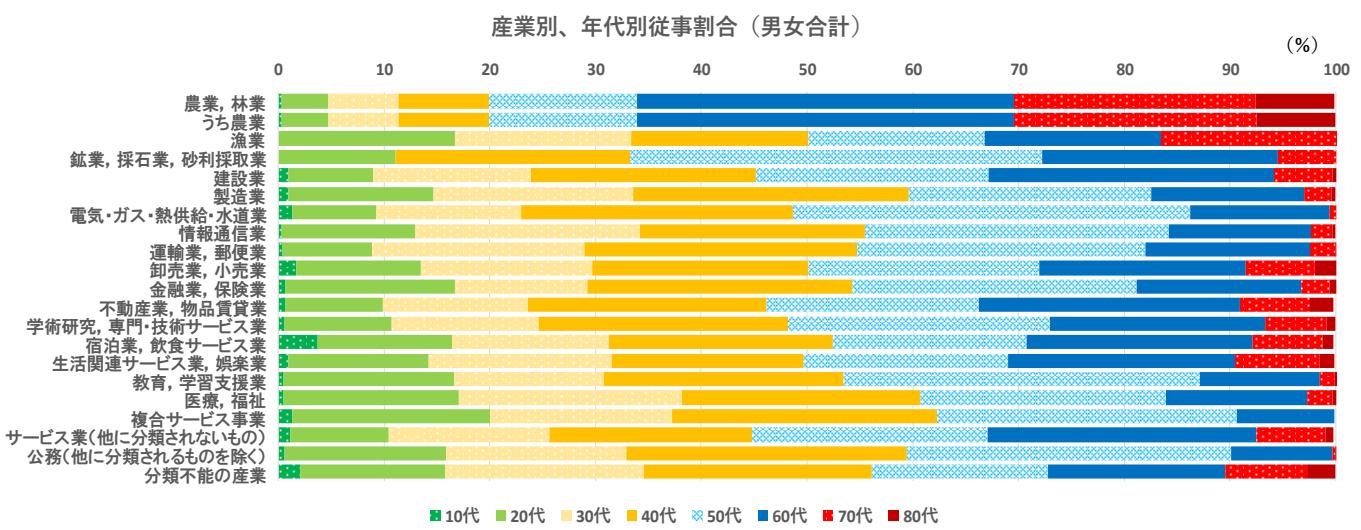


男女別産業別従業者数では、男女ともに、農業・林業、製造業、卸売業・小売業への従事者数が多くなっています。また、男性では、建設業、製造業、運輸業・郵便業、女性では卸売業、小売業、医療・福祉への従事者数が多くなっています。全国平均と比較すると、農業、林業への従事者の割合が非常に高くなっています。

なお、特化係数とは、本市と全国の産業従事割合を比較するための数値であり、1を上回るものについては、全国平均の産業従事割合よりも高いことを示しています。



また、年代別の従事割合をみると、本市の基幹産業である農業・林業分野で50代以上の割合が2010年国勢調査同様に8割を超えており、同分野において若い世代の従事割合を高めることが喫緊の課題となっています。

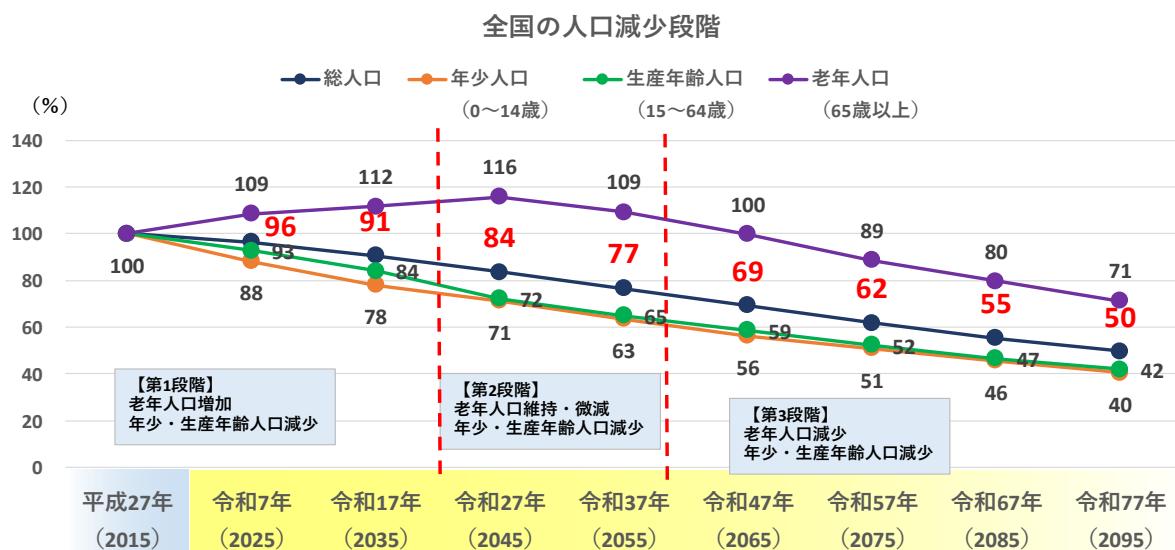


2. 将来人口の分析と推計

(1) 人口減少段階

① 全国的人口減少段階

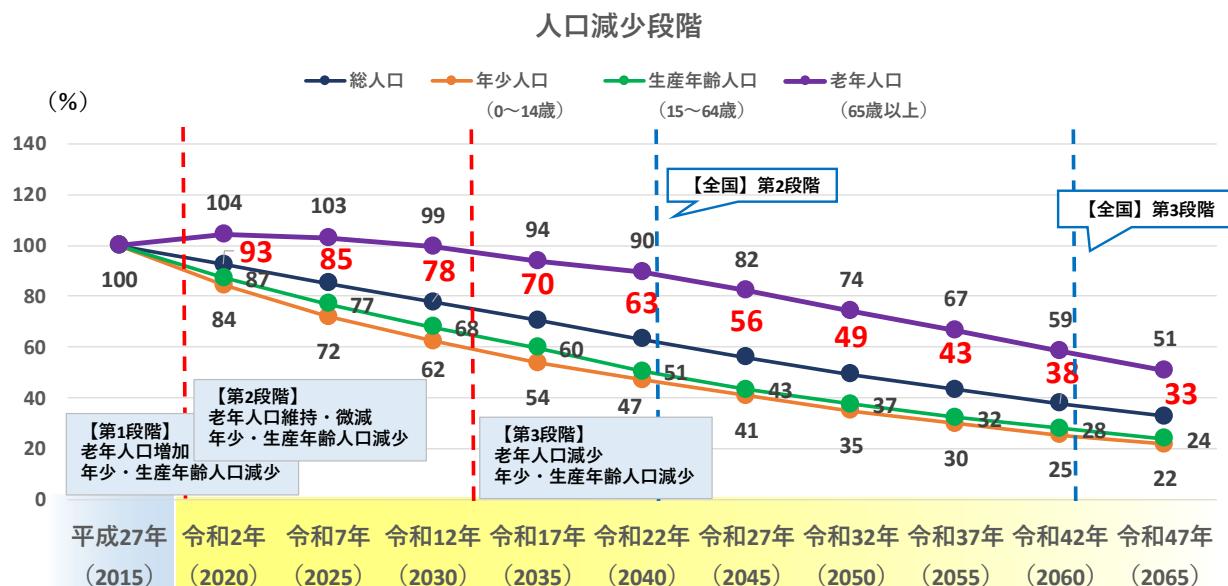
人口減少段階は、一般的に「第1段階：老人人口の増加・総人口の減少」、「第2段階：老人人口の維持・微減」「第3段階：老人人口の減少」の3段階を経て進行するとされています。国立社会保障・人口問題研究所推計における全国の人口減少段階は、おおむね2040（令和22）年までが第1段階、その後、2060（令和42）年までの20年間程度が第2段階、2060（令和42）年以降が第3段階となることが見込まれています。前回、総合戦略策定時の社人研推計値と今回推計値を比較すると総人口が1億人を下回る時期は2048（令和30）年から2053（令和35）年に、老人人口割合（2065（令和47）年）が40.4%から38.4%となり、人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和しています。老人人口のピークは2042（令和24）年で前回と同じです。



	総人口	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老人人口 (65歳以上)		
		指数	指数	指数	指数	指数	指数	
平成27年 (2015)	127,095	100	15,945	100	77,282	100	33,868	100
令和7年 (2025)	122,544	96	14,073	88	71,701	93	36,771	109
令和17年 (2035)	115,216	91	12,457	78	64,942	84	37,817	112
令和27年 (2045)	106,421	84	11,384	71	55,845	72	39,192	116
令和37年 (2055)	97,441	77	10,123	63	50,276	65	37,042	109
令和47年 (2065)	88,077	69	8,975	56	45,291	59	33,810	100
令和57年 (2075)	78,564	62	8,119	51	40,427	52	30,018	89
令和67年 (2085)	70,381	55	7,262	46	36,109	47	27,011	80
令和77年 (2095)	63,125	50	6,450	40	32,512	42	24,162	71

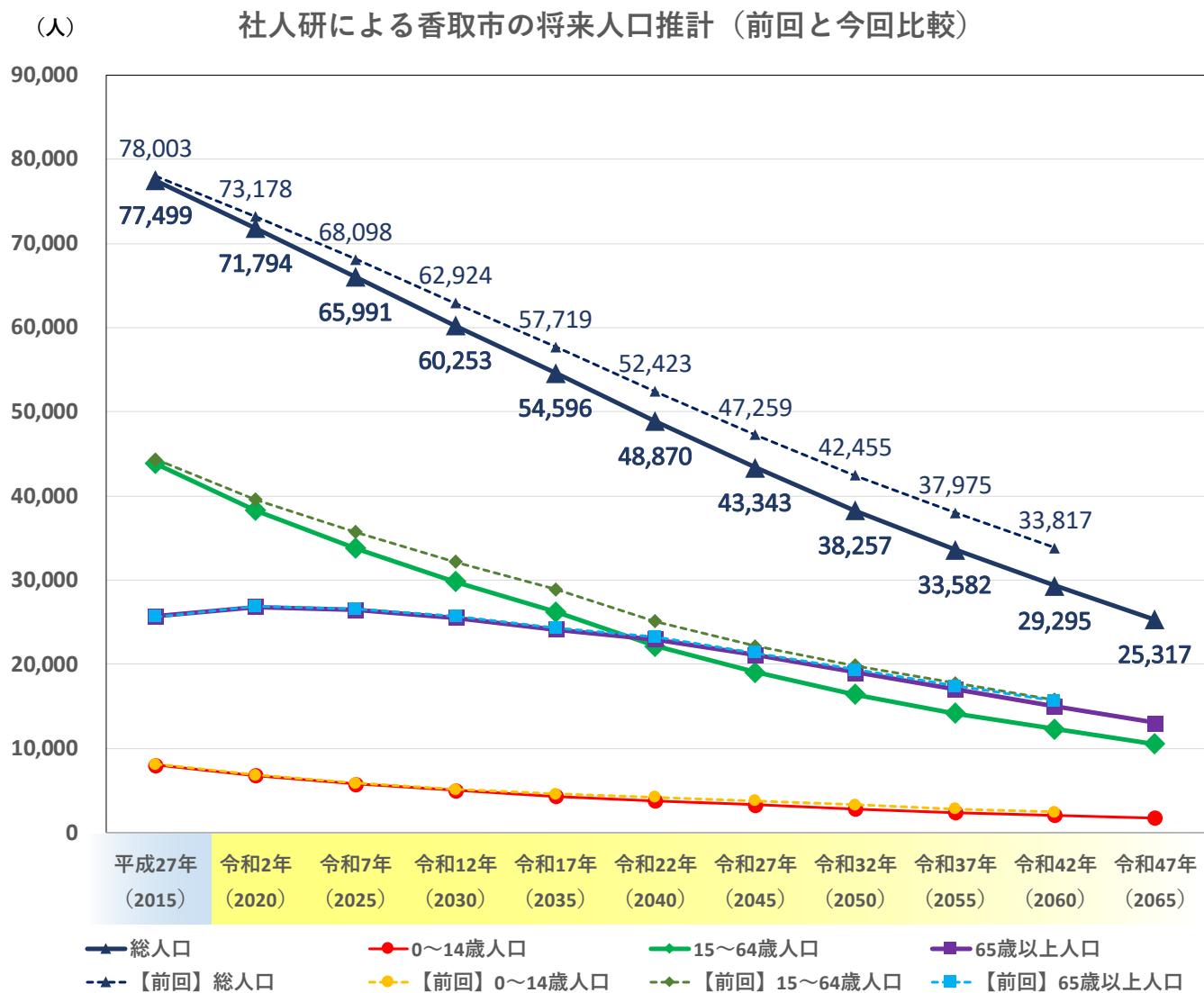
② 香取市の人口減少段階

国立社会保障・人口問題研究所推計の結果をもとに、本市の人口減少段階を見ると、2020（令和2）年にかけて第1段階、その後、2030（令和12）年までの10年間程度が第2段階、その後第3段階となることが見込まれます。この状況からも、本市の人口減少傾向は、全国的な動向よりも20年から25年程度、早く進行していくと考えられます。



(2) 将来人口の推計

平成22年国勢調査を基準とした国立社会保障・人口問題研究所による前回推計値と、平成27年国勢調査を基準とした平成30年3月推計値を比較すると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が前回推計以上に進む予想となっていることから、人口減少の速度が加速している状況です。また、2040（令和22）年には老人人口（65歳以上人口）が生産年齢人口（15～64歳）を上回る推計となっています。



【今回】平成30年3月 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計値

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)
総人口	77,499	71,794	65,991	60,253	54,596	48,870	43,343	38,257	33,582	29,295	25,317
0～14歳人口	7,992	6,752	5,760	4,982	4,301	3,757	3,263	2,794	2,382	2,029	1,745
15～64歳人口	43,853	38,260	33,789	29,778	26,201	22,146	19,003	16,421	14,137	12,253	10,519
65歳以上人口	25,654	26,782	26,443	25,494	24,094	22,967	21,076	19,042	17,064	15,013	13,053

【前回】平成27年総合戦略策定時 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計値

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
総人口	78,003	73,178	68,098	62,924	57,719	52,423	47,259	42,455	37,975	33,817
0～14歳人口	8,093	6,811	5,859	5,101	4,576	4,164	3,739	3,273	2,814	2,423
15～64歳人口	44,301	39,535	35,683	32,166	28,887	25,070	22,160	19,813	17,763	15,759
65歳以上人口	25,609	26,832	26,556	25,657	24,256	23,189	21,360	19,369	17,398	15,635

今回推計値と前回推計値の増減

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
総人口	▲ 504	▲ 1,384	▲ 2,107	▲ 2,671	▲ 3,123	▲ 3,553	▲ 3,916	▲ 4,198	▲ 4,393	▲ 4,522
0～14歳人口	▲ 101	▲ 59	▲ 99	▲ 119	▲ 275	▲ 407	▲ 476	▲ 479	▲ 432	▲ 394
15～64歳人口	▲ 448	▲ 1,275	▲ 1,894	▲ 2,388	▲ 2,686	▲ 2,924	▲ 3,157	▲ 3,392	▲ 3,626	▲ 3,506
65歳以上人口	45	▲ 50	▲ 113	▲ 163	▲ 162	▲ 222	▲ 284	▲ 327	▲ 334	▲ 622

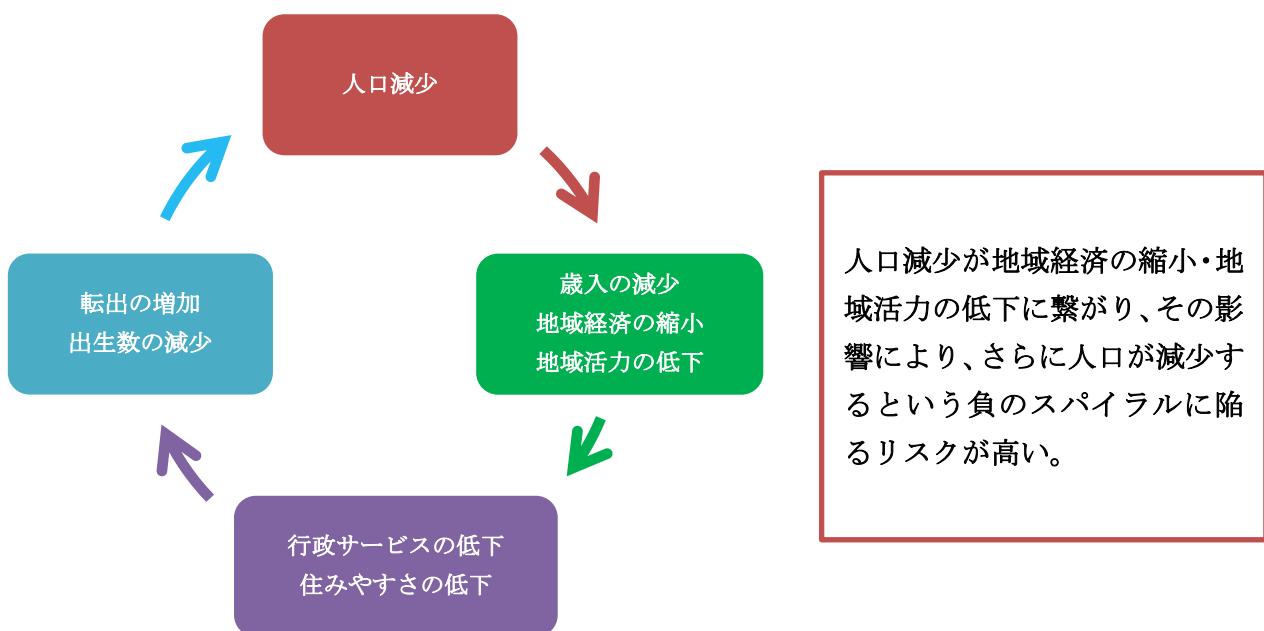
3. 人口の変化が地域の将来に与える影響

(1) 人口減少による影響

人口が減少することにより、様々な分野への影響が考えられます。

《想定される影響》

- ・地域経済や地域活力の低下
- ・生産年齢人口の減少に伴う税収等の減少
- ・税収等の減少による公共サービスの低下
- ・少子高齢化に伴う社会保障費に係る将来の財政負担の増大
- ・児童生徒数の減少により適正な学校規模の維持が困難
- ・高齢化に伴う相互扶助力や地域防災力の低下
- ・地域コミュニティの継続が困難となる地域が発生
- ・空き家、空き店舗の増加による空洞化の進展 等

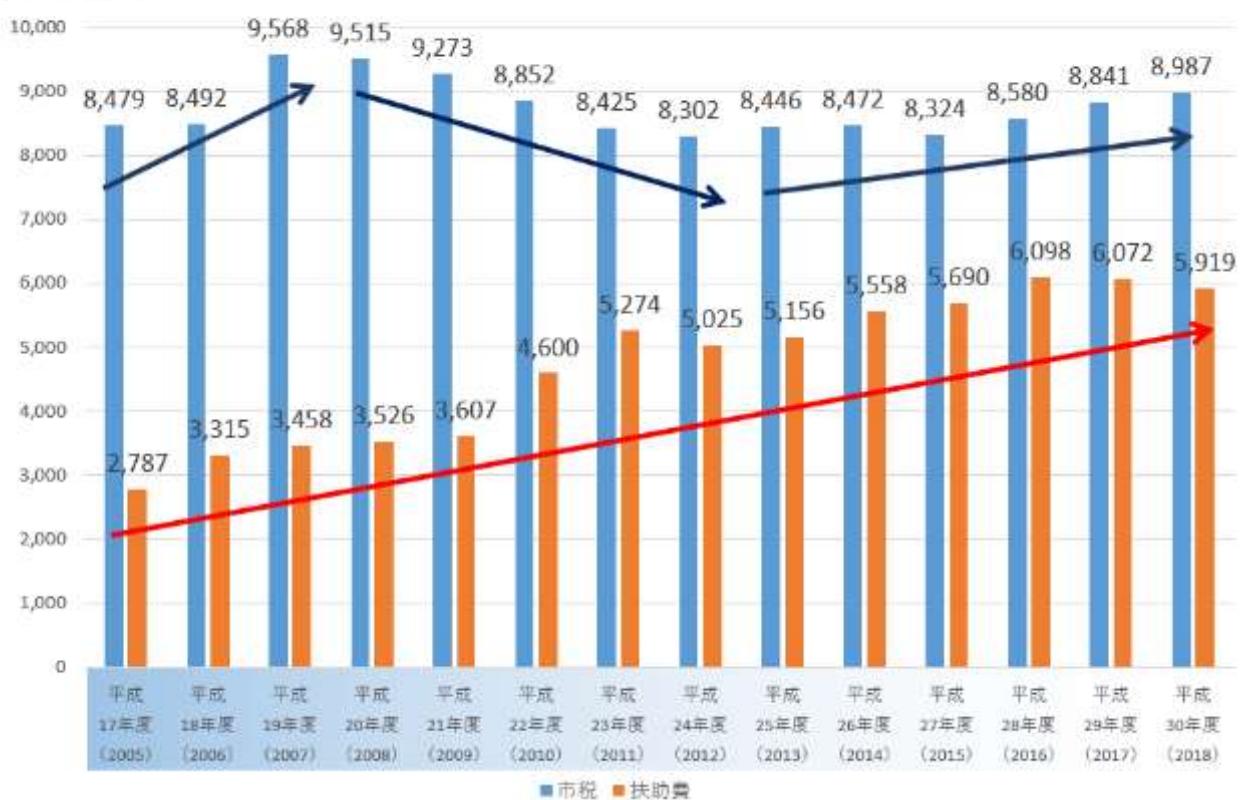


【参考】市財政への影響

人口減少社会がもたらす人口構造の変化は、市の財政に大きな影響を及ぼします。以下は市税収入額と扶助費の推移を表していますが、平成19年度には、三位一体改革による国から地方への税源移譲があったため、個人市民税の収入が大きく増加し、一時的に市税収入総額が増加していますが、人口の減少や景気の減速等の影響を受けて、平成25年度には、市税収入総額で税源移譲前と変わりのない水準まで減少しました。近年は景気の回復等により市税も増加傾向にありますが、今後は生産年齢人口が減少することで、市税が減少する一方、老人人口が増加するため、社会保障費などの扶助費が増大し、市の財政状況が悪化することが懸念されます。

扶助費・市税収入の推移

(単位：百万円)



4. 人口の将来展望

(1) 現状と課題の整理

本市の人口は、1985（昭和 60）年の人口 93,573 人をピークに、1995（平成 7）年以降、減少の一途をたどっており、人口推計でも、今後も一貫して減少を続けることが見込まれています。

● 令和 22 年に人口構造が変わり生産年齢人口より老年人口が多くなる

年齢区分別の人口は、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が、減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあります。1990（平成 2）年と 1995（平成 7）年の間に、年少人口より老年人口が多くなるなど、近年、急速に少子高齢化が進んでいます。

また、今回の国立社会保障・人口問題研究所による人口推計においては、2040（令和 22）年には、生産年齢人口より老年人口が多くなる推計となっています。

● 生産年齢人口が減少し人口減少が加速化

生産年齢人口（15～64 歳）の減少が前回推計以上に進む予想となっていることから、人口減少の速度が加速している状況です。

● 老年人口も令和 2 年以降減少段階

老年人口も令和 2 年以降には、減少段階に入ることが予想されています。

● 若い世代、子育て世代の転出抑制、転入増加が必要

年齢階級別の人団の移動状況を見ると、30 代については男女ともに転入超過に変わっていますが、引き続き子育て世代の転出抑制、転入増加の取組が必要な状況です。

また、10 代後半から 20 代までは、転出超過の状況が続いており若い世代が流出しています。

転出先は、千葉市と成田市、神栖市への転出と東京圏（東京都・神奈川県・埼玉県及び船橋市、市川市など東京近郊の自治体）への転出が多い状況です。

● 合計特殊出生率も国、県平均を下回る 1.17

本市の合計特殊出生率は、2018（平成 30）年で、1.17 であり、千葉県 1.34 や国 1.42 の数値を下回っています。また未婚率についても、継続して上昇しています。

以上のように、本市では人口減少が進行し、少子化、若者、子育て世代の流出、生産年齢人口の減少加速、高齢化人口と生産年齢人口の逆転など人口構造に大きな変化が発生しようとしています。



**若者や子育て世代などの転出抑制と転入促進
更には出生率の向上**

人口減少への対応は待ったなしの課題

（2）目指すべき将来の方向

今回の本市人口の現状分析や将来見通しにおいても、生産年齢人口の減少が前回推計以上に進み、人口減少が更に進む予測となっていることから、人口減少対策は引き続き待ったなしの状況となっています。

人口減少により想定される地域社会への影響を抑えるためには、若者や子育て世代などの転出抑制と転入促進、更には出生率の向上により、生産年齢人口の減少に歯止めをかけ、人口構造を維持していくことが必要です。

一方で、避けることができない超高齢化社会・人口減少社会を前提とした、効率的かつ効果的な社会基盤づくりの視点を持つ必要があります。

これらの実現には、一時的な事業の取組による成果では難しいことから、前回の総合戦略の4つの基本目標を引き継ぎ、具体的な取組内容について追加、改定を実施し、継続的に取り組んでいくこととします。

①地域における安定した雇用を創出

企業誘致や創業支援により、若者および子育て世代の希望を叶える働き方や雇用の場を創出し、人口流出に歯止めをかけるとともに、市の基幹産業である農林畜産業をはじめ、商業・工業・観光などの活性化により、地域経済がにぎわい、人が集う、活力あるまちづくりを進めます。

②定住と香取市への交流・移住を促進

魅力あるまちづくりを推進することにより、定住人口の減少を食い止めるとともに、関係人口の創出と交流人口の増大を図り、移住へつながるような情報発信や支援を行い、新しい人の流れを創出します。

③若い世代の出産・子育ての希望をかなえるための環境を整備

若い世代の出産・子育ての希望を実現させるとともに、少子化に歯止めをかけ、地域全体が子育てに关心を持ち、子供が健やかに成長できるまちを推進します。

地域の宝である子供を産み、育てていきたいという意識を抱けるまちをつくり上げていけるよう親への支援の充実、子育て環境の充実、地域による子供の見守りなどの子育て支援を実施することにより、子育て世代の転出抑制と転入促進、出生率の向上を図ります。

④時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域の連携を促進

人口減少、少子・高齢化社会においても、人々が地域で、元気に安心して暮らせるよう支え合い、助け合いの力を大切にした市民協働の地域づくりや地域連携による魅力的な地域圏の形成を進めるとともに、地域防災体制の充実を図り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

(3) 香取市人口の将来展望

国の長期ビジョン及び本市の人口に関する推計や分析、調査などを考慮し、本市が将来目指すべき人口規模を次のとおり展望します。

【将来展望】

2045年（令和27年）に、
人口 53,000人程度の維持
を目指します。

将来展望に掲げる、人口 53,000 人程度の維持を達成するため、次の目標を掲げます。

①若い世代の希望を叶える多様な就労環境の実現による 人口の流出抑制

高校・大学卒業後の年代（10代後半～20代前半）の希望を叶える多様な働き方や雇用の場を創出し、リターンや！ターンの促進をすることで定住性を高め、当該年齢層の転出率を改善します。

②子育て世代の転出抑制と転入促進

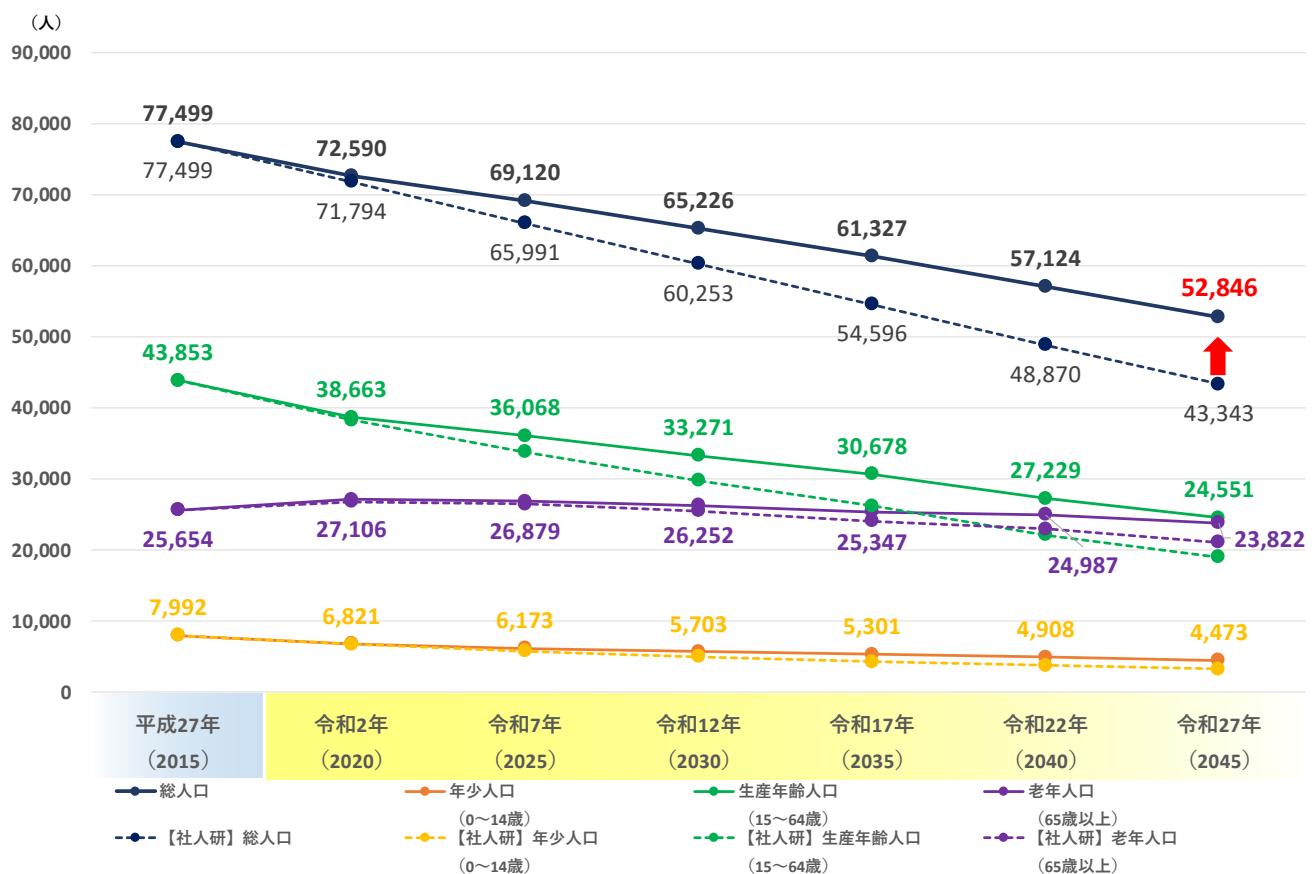
20代後半から40代後半のいわゆる子育て世代が、安心して妊娠・出産・子育てをすることができる地域環境の充実を図ることで、転出を抑制し、転入を促進します。

③合計特殊出生率の上昇

合計特殊出生率を段階的に上昇させます。

数値目標として、2035（令和17）年に「1.40」を達成し、その維持を図ります。

◇香取市の人口の推移（将来展望）



→合計特殊出生率の上昇及び政策誘導により人口減少を改善

【国立社会保障・人口問題研究所による推計人口】

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総人口	77,499	71,794	65,991	60,253	54,596	48,870	43,343
年少人口（0~14歳）	7,992	6,752	5,760	4,982	4,301	3,757	3,263
生産年齢人口（15~64歳）	43,853	38,260	33,789	29,778	26,201	22,146	19,003
老人人口（65歳以上）	25,654	26,782	26,443	25,494	24,094	22,967	21,076
年少人口（0~14歳）	10.3%	9.4%	8.7%	8.3%	7.9%	7.7%	7.5%
生産年齢人口（15~64歳）	56.6%	53.3%	51.2%	49.4%	48.0%	45.3%	43.8%
老人人口（65歳以上）	33.1%	37.3%	40.1%	42.3%	44.1%	47.0%	48.6%

【本市独自推計（合計特殊出生率の上昇+政策誘導）】

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総人口	77,499	72,590	69,120	65,226	61,327	57,124	52,846
年少人口（0~14歳）	7,992	6,821	6,173	5,703	5,301	4,908	4,473
生産年齢人口（15~64歳）	43,853	38,663	36,068	33,271	30,678	27,229	24,551
老人人口（65歳以上）	25,654	27,106	26,879	26,252	25,347	24,987	23,822
年少人口（0~14歳）	10.3%	9.4%	8.9%	8.7%	8.6%	8.6%	8.5%
生産年齢人口（15~64歳）	56.6%	53.3%	52.2%	51.0%	50.0%	47.7%	46.5%
老人人口（65歳以上）	33.1%	37.3%	38.9%	40.2%	41.3%	43.7%	45.1%

II 第2期 香取市まち・ひと・しごと 創生総合戦略

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

急速に進む少子化と、それがもたらす人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国は、平成26年にまち・ひと・しごと創生法を制定しました。同年12月には、2060（令和42）年に1億人程度の人口維持をめざした長期ビジョンとその取組をまとめた総合戦略を策定し、地方公共団体もこれを勘案して地方版総合戦略を策定することが努力義務とされました。

本市においても、平成27年12月に香取市人口ビジョンおよび香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和元年までの5年間を計画期間として、少子化や人口減少対策に取り組んでいます。

平成30年3月の国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計によると、本市の人口は、2045（令和27）年に43,000人程度まで減少し、さらに2060（令和42）年には30,000人程度になると推計されています。

少子化や人口減少への取組は、一時的な取組で成果を求めることが難しい息の長い政策です。これまでの本市総合戦略で根付いた意識や取組を令和2年度以降も継続し、「継続を力にする」という姿勢で現行の枠組みを維持し、第2期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

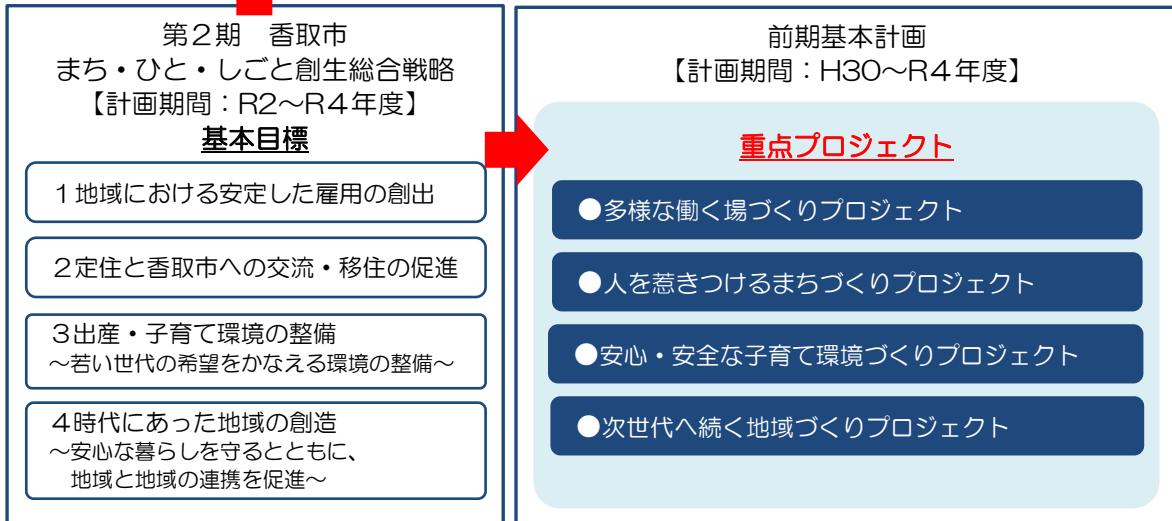
(2) 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、国・県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえるほか、香取市人口ビジョン（以下、人口ビジョンという。）を勘案して策定するものです。

また、総合戦略は、平成30年に策定した第2次香取市総合計画前期基本計画においても重点プロジェクトとして位置付けており、市の将来都市像である「豊かな暮らしを育む歴史文化・自然の郷 香取～人が輝き 人が集うまち～」を実現するため、地域経済の低迷、少子高齢化の進行など、本市を取り巻く厳しい環境の中において、「住みたい」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりに向けた施策を積極的に推進していくことにより、人口ビジョンにおいて定める目標人口に向けて、人口減少に歯止めをかけることを目的とし、具体的な施策をまとめたものです。

第2次香取市総合計画 基本構想 【計画期間 H30～R9 年度】

【将来都市像】 豊かな暮らしを育む歴史文化・自然の郷 香取
～人が輝き 人が集うまち～



2. 対象期間

総合戦略の対象期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

3年間

令和2年度
(2020年)

令和3年度
(2021年)

令和4年度
(2022年)

3. 香取市の現状と課題

(1) 香取市の現状と今後の予測

本市の人口（合併以前の値は旧佐原市、旧小見川町、旧山田町、旧栗源町の人口の合計）は、1985（昭和60）年の人口93,573人をピークに1995（平成7）年以降減少の一途をたどっており、近年も毎年1,000人程度、減少している状況です。

人口動態を2014（平成26）年から2018（平成30）年の5カ年で見ると、自然増減（出生・死亡）は出生の減少と死亡の増加が顕著となっており、5カ年の自然増減数の平均は年720人のマイナスとなっています。

また、社会増減（転入・転出）については、1997（平成9）年以降、転入数、転出数ともに減少傾向にありましたが、近年は転出について横ばいの状況、転入について増加の傾向にあり、社会減の幅は縮小しつつも、転出数が転入数を上回る社会減の状況は続いており、5カ年の社会増減数の平均は年253人のマイナスとなっています。

その中で、2018（平成30）年の人口動態では、一部、30歳から39歳の区分で、これまでの転出超過から転入超過に転じましたが、引き続き転出抑制、転入増加の取組が必要です。なかでも、15歳から29歳の区分は約300人の転出超過で、特に20歳から24歳の年齢区分では158人の転出超過となっています。また、2018（平成30）年時点の本市における合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの平均数）は1.17となっており、国の1.42、県の1.34を大きく下回っています。

人口減少の影響は、地域経済や地域活力の低下、税収等の減少による公共サービスの量的な低下や地域コミュニティの継続が困難となる地域が発生することなど、様々な面で市民生活に不安な要素や影響を及ぼすこととなります。

地域の活力や地域経済活動の健全な維持・継続を担保するためには、若い世代や子どもを産み育てる世代などを含め、年齢別人口のうち労働力の中核をなす生産年齢人口（15～64歳）の増減が大きく影響しますが、依然として、その転出超過に歯止めがかかっていない状況にあります。

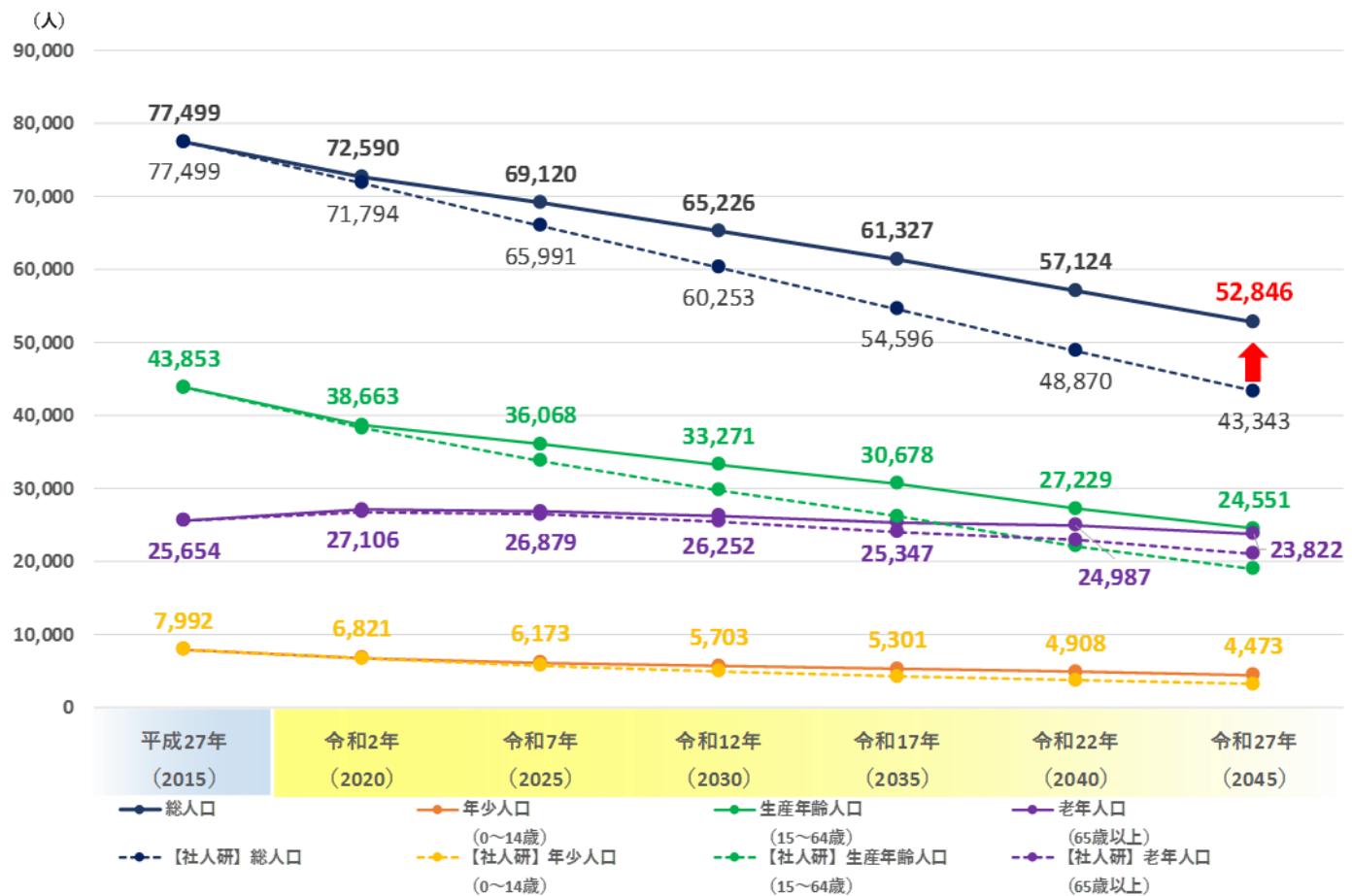
今後の本市の人口は、社人研の推計によると、2040（令和22）年には、生産年齢人口と老人人口が逆転し、2045（令和27）年には、2015（平成27）年と比較し、わずか30年で約34,000人減（△44%）の43,343人になるとされています。

このような状況から、人口ビジョンでは、政策誘導により生産年齢人口の維持と人口流出の縮小を図るとともに、合計特殊出生率の段階的な引き上げ効果を勘案し、2035（令和17）年には、その率が1.40になると設定するなど、2045（令和27）年の時点で約53,000人程度の人口確保を目指しています。

したがって、この総合戦略では、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口が一定規模の減少となっても、健全な地域社会として維持・継続できるまちづくりを目指すため、必要な措置を講じることとします。

◇香取市の人口の推移（将来展望）

→合計特殊出生率の上昇及び政策誘導により人口減少を改善



香取市人口ビジョンより

（2）人口減少対策を実施するまでの課題

人口ビジョンで示すとおり、本市においては、社会動態の減少（特に高校・大学卒業時点における人口の流出）、自然動態の減少（出生率の低下）のほか、生産年齢人口の減少、晩婚化・未婚化の進行等の影響による人口減少の進行が明らかとなっており、これらに加え、働く場、雇用の場が少ないとや少子高齢化等による地域経済の停滞、子育て世代の経済的負担感の増大、中心市街地の空き家・空き店舗・空き地の増加など人口減少対策を実施する上で想定される課題が浮き彫りとなっています。

4. 策定にあたっての基本的視点

総合戦略の策定にあたり、人口ビジョンや現状と課題等の考察を踏まえ、次の3つを基本的視点とします。

(1) 東京圏や近隣都市への人口流出に歯止めをかける

若年層の転出が著しく、結婚・妊娠・出産・子育て支援の対象者自体が減り続けている本市の状況から、その定住促進は、最も重要な課題であるため、定住に効果的な雇用の創出などの「しごとの創生」を図るほか、東京圏等からの新しい人の流れをつくるため、地方ならではの就労機会の創造や人材の確保と育成などの施策を積極的に展開する「ひとの創生」に努め、人口流出に歯止めをかける好循環をつくり、香取市に住み、働き、豊かな生活を送りたい人を増やし、その希望をかなえる環境づくりを目指します。

(2) 若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する

人口減少を克服するためには、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚し、子育てのできる社会経済環境の維持・継続をすることが重要です。日々、何気ない暮らしの中で、子育てすることを幸福であると感じることが出来るよう、一つひとつ、子ども・子育てにやさしいまちをつくります。

(3) 地域の特性に即して地域課題を解決する

人口減少に伴う様々な地域社会の変化に対応するため、香取市全体はもとより、市内各地域及び各主体において直面する課題を明確にするほか、具体的な解決方策を段階的に講じることにより、地域社会及び市民一人ひとりの心豊かな暮らしの確保を図ります。

5. 基本目標

当戦略の基本的な考え方で示したとおり、これまでの総合戦略で根付いた意識や取組を継続して実施するため、現行の枠組みを踏まえ、以下のとおり、4つの基本目標を継続して設定します。

- (1) 地域における安定した雇用の創出
- (2) 定住と香取市への交流・移住の促進
- (3) 出産・子育て環境の整備
～若い世代の希望をかなえる環境の整備～
- (4) 時代にあった地域の創造
～安心な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を促進～

とりわけ、具体的な取組に際し、より実効性を担保するため、次のとおり、新たな視点等を取り入れるほか、2期目の戦略であることに鑑み、その立ち位置（方向性）を明確にします。

●新たな視点等の取り入れ

4つの基本目標に向けた取組を実施するにあたり、国が示す新たな視点を踏まえるほか、地域連携による施策を取り入れます。

- 香取市へのひと・資金の流れを強化
 - ・ 将来的な地方移住にもつながる関係人口の創出
 - ・ 企業や個人による寄附等を用いた資金の流れを創出
- 新しい時代の流れを力にする
 - ・ Society5.0 の実現に向けた新たな技術の活用
 - ・ SDGs を原動力とした地方創生
- 人材を育て活かす
 - ・ 人材の掘り起こしや活躍を支援
- 民間と協働する
 - ・ NPO などの地域づくりを担う組織や企業との連携
- 誰もが活躍できる地域社会をつくる
 - ・ 女性、高齢者、障害者、外国人等の誰もが居場所と役割を持ち、活躍ができる社会の実現
- 地域経営の視点で取り組む
 - ・ 限られた財源の中での「選択」と「集中」による効果的な事業の推進
 - ・ ストック活用・マネジメント推進へ
- 地域連携による魅力的な地域圏の形成
 - ・ 地域資源を活用した地域連携による地域活性化や生活機能等の強化

● 第2期総合戦略の方向性

少子化や人口減少への取組は、一時的な取組で成果を求めることが難しい息の長い政策であることから、これまでの総合戦略で根付いた意識や取組を継続し、「継続を力にする」姿勢で施策を推進します。

また、市民の活動や意識とのかい離が生じないよう、具体的な取組を一つひとつ検証し、より充実した施策へと再構築するほか、戦略全体の取組を牽引する重点事業を選定し、取組の達成状況を分かりやすくするとともに、計画的かつ段階的な施策の展開に努めます。

- これまで実施してきた施策内容をより一層充実・強固なものへ
- 取組の中でも特に重視する「重点事業」を設定

6. 香取市におけるSDGsの目標

持続可能な開発目標（SDGs）は、ミレニアム開発目標（MDGs。2001（平成13）年策定）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に掲載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓うなど、発展途上国のみならず、先進国自身もが取り組むユニバーサル（普遍的）なものとして、今後の国の政策上、極めて重要な位置づけを持ち、積極的に取り組む事項となっています。したがって、この総合戦略においても、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット達成につながる施策の展開が重要な役割を果たすと考えます。



●持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



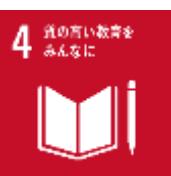
2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



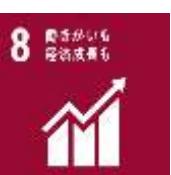
6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8. 働きがいも経済成長も

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



12. つくる責任つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14. 海の豊かさも守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



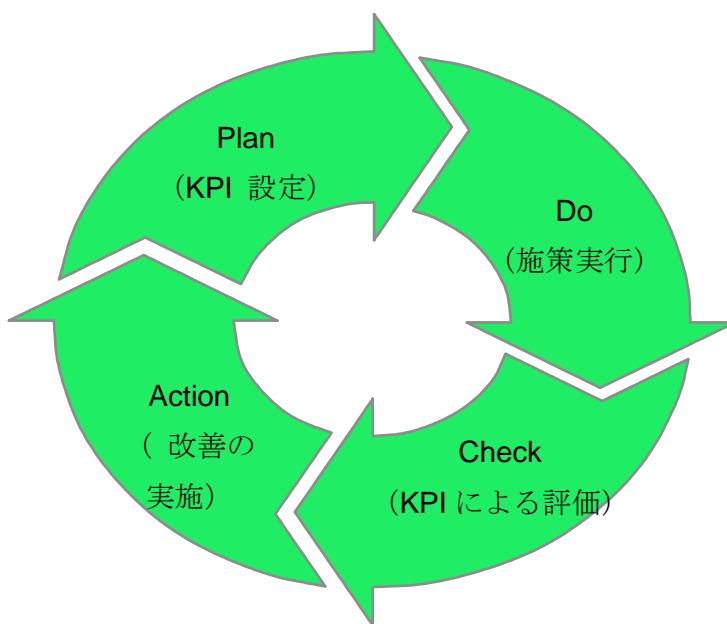
17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

7. 施策目標の設定と検証の枠組み

計画的かつ柔軟な施策の展開を図るため、以下のとおり、各施策について、具体的な目標を設定するほか、達成状況の把握に伴う検証の枠組みを定めることとします。

- 施策の基本目標については、人口ビジョンを踏まえ、実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定する。
- 講すべき施策の基本的方向と具体的な施策を盛り込み、具体的な施策ごとに客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する。
- 設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を外部有識者等の参画により検証し、必要に応じて総合戦略の改訂を行うことにより、PDCAサイクルを確立する。また、基本目標を達成するために、取り組む施策の基本的方向と主な取組及びその重要業績評価指標（KPI）を設定する。



8. 具体的な施策・事業と重要業績評価指標（KPI）

当戦略の具体的な施策・事業（主な取組）及び重点事業は、4つの基本目標の実現に向けて、次の一覧表のとおりとします。また、具体的な施策・事業を展開する際の数値目標、基本的方向、重要業績評価指標（KPI）及び主な取組内容を以下に示します。なお、個別の施策・事業には、SDGs の17のゴールのうち、関係する項目を図示することとします。

●総合戦略の施策・事業（主な取組）一覧

※（新）…新規に実施する事業

基本目標	施策	重点事業	主な取組
(1) 地域における安定した雇用の創出	① 活力に満ち、魅力ある農林畜産業を実現するまち		ア 人・農地プランの作成支援と集落営農の推進
			イ 農業後継者新規就農助成事業
			ウ 農産物等販売促進事業
			エ 農業振興資金利子補給事業
			オ 基盤整備等の推進
		○	カ 農業経営の基盤強化や法人化、企業参入の推進
		○	キ 園芸農産振興、6次産業化による高収益型農業の推進
		○	ク 地域的な特性を持つ農産物等のブランド化に向けた取組
			ケ 有害鳥獣対策
			コ（新）森林環境の整備
(2) 企業誘致の推進や創業等への支援	②企業誘致の推進や創業等への支援	○	ア 企業誘致事業
		○	イ（新）空き公共施設等への企業誘致の推進
			ウ（新）誘致可能な用地の確保
			エ（新）商業施設誘致促進事業
			オ 中小企業の新規開業資金への支援の実施
		○	カ（新）創業支援事業
			キ（新）市内企業への就職を促進
(3) 中小企業の活性化支援や商業団体の育成、支援	③中小企業の活性化支援や商業団体の育成、支援		ア 商業活性化支援事業
		○	イ 空き店舗対策事業
			ウ 中小企業者の経営体质の強化
		○	エ（新）事業承継支援事業

基本目標	施策	重点事業	主な取組
(2) 定住と香取市への交流・移住の促進	①住環境面からの定住・移住推進体制の整備	○	ア 空き家バンク事業 イ 移住・定住者向け支援事業
			ア 地域特性活用教育推進事業 イ 農業体験を通じての学校教育の取組
	②特色ある学校教育の推進		ア 香取市版DMO(観光づくりプラットフォーム)との連携 イ 戰略的プロモーションの推進
		○	ウ 外国人観光客等誘致事業
	③観光資源の連携による回遊性の向上及び中心市街地の活性化	○	エ (新) 観光商品開発事業 オ 観光振興を担う人材の育成
			カ 成田空港へのバス定期運行の検討 キ 街なみ環境整備事業
	④新たな都市と農村交流の潮流を創出	○	ク 複合公共施設整備事業
		○	ケ 橋ふれあい公園整備事業 コ 観光客の滞在時間の延長
	④新たな都市と農村交流の潮流を創出		ア 香取のふるさとまつり事業 イ ふるさと農園運営事業及び滞在型市民農園運営事業
			ウ 道の駅くりもと紅小町の郷を中心とした交流・体験事業
		○	エ 移住者向け情報発信事業
			オ 移住・定住者向け支援事業【再掲】

基本目標	施策	重点事業	主な取組
(3) 出産・子育て環境の整備～若い世代の希望をかなえるための環境を整備～	①子育て家庭への経済的負担の軽減		ア 不妊治療費助成事業
		○	イ 子ども医療費助成事業
			ウひとり親家庭医療費等助成事業
	②出生率の向上	○	ア 産科クリニック等誘致事業
			イ 第3子支援制度（保育料の軽減）
	③地域における子育て支援体制の充実		ア 放課後児童クラブ施設整備・運営事業
			イ ファミリーサポートセンター事業
			ウ 一時預り事業
			エ 家庭児童相談室設置運営事業
			オ 地域子育て支援センター事業
			カ 子ども・子育て支援事業
			キ 母子・父子福祉推進事業
		○	ク 幼保一元化施設整備事業
		○	ケ 子育て世代包括支援センター運営事業
	④保健機能の充実		ア 健康医療電話相談サービス事業
		○	イ 乳児家庭訪問事業
			ウ ママパパ教室事業
			エ 発達相談事業

基本目標	施策	重点事業	主な取組
(4) 時代にあつた地域の創造 ～安心な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を促進～	①市民協働による地域づくり	○	ア 市民協働まちづくり活動事業 イ 地域振興事業
			ア バス路線運行事業 イ 循環バスの利便性の向上及び乗合タクシー運行事業
	②公共交通の利便性の向上		ウ バスターミナル整備事業
		○	エ 鉄道の利便性の向上
			ア ごみ出し困難者対策事業 イ 循環型社会の確立
		○	ウ（新）ごみ処理施設整備
	④再生可能エネルギーの利活用		ア 太陽光発電施設運営事業 イ 低炭素社会の創出
		○	ア（新）水道事業の広域連携の推進 イ（新）老朽化した水道施設の更新
	⑥公共施設ストックマネジメントの強化		ア 公共施設等総合管理計画の推進および更新
		○	イ 複合公共施設整備事業【再掲】
		○	ウ（新）空き公共施設等への企業誘致の推進【再掲】
	⑦小中学校の再編及び施設整備		ア 学校等適正配置計画実施プランの推進 イ スクールバスの運行 ウ（新）長寿命化改修事業等の実施
			ア 交通安全対策施設整備事業 イ 防犯対策事業 ウ 防災対策事業
		○	エ 地域防災力の向上
	⑨高齢者の健康長寿に向けた取組		ア 介護予防事業 イ 予防接種事業 ウ 市民主体の健康づくり活動の促進
			ア 広域交流・連携事業 イ 姉妹都市等交流事業
			ウ 高校・大学等との連携事業

基本目標	施策	重点事業	主な取組
(4) 時代にあつた地域の創造 ～安心な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を促進～	⑪歴史と文化を活かしたまちづくり		ア 伝統文化の継承と文化財の維持
			イ 文化遺産・指定文化財等の利活用の推進
			ウ 伊能忠敬記念館の機能拡充

(1) 地域における安定した雇用の創出

【数値目標】

評価指標	目標値 (R4)	基準値 (H30)
新規就農者数（農業経営体育成セミナー受講者数）（3年間累計）	36人	-
誘致企業数※	3件	-

※計画期間内に市の企業立地促進条例に基づく対象事業者として新たに指定を受けた企業数

《基本的方向》

少子高齢化の進行や生産年齢人口が減少していくなか、本市が持続的に成長していくためには、これから社会を支える若者が、それぞれの働く場や地域で活躍し、その能力を有効に発揮できるよう、場所や機会等の創出に取り組むことが重要です。

特に、成田国際空港のある成田市や鹿島臨海工業地帯のある茨城県神栖市など近隣市への若年層の転出が顕著となっている現状から、若年層の転出を減少させるため、住み慣れた地元で安心して家庭を築くための働く場を創出し、生活の礎となる所得が十分に得られる雇用環境等の充実が不可欠となります。

このような状況から、基幹産業である農業はもちろん、多様な地域資源を活用した観光等における活躍の機会を創出するなど、本市の強みを活かしながら、それぞれの産業に携わっている事業者がやりがいと豊かさを実感できる、活力ある産業を育むとともに、企業・産業誘致や創業への支援措置を講じるなど、産官学金が力を集結し、魅力ある仕事、雇用機会の創出に取り組みます。

① 活力に満ち、魅力ある農林畜産業を実現するまち

次世代農業の担い手、後継者を育成・確保するための取組を行うとともに、若者の就労先としての選択肢となるような活力に満ち、魅力ある農林畜産業を実現するため、生産力の強化、生産販売体制の整備、農畜産物のブランド化及び販路の拡大を推進し、収益性の高い農業経営を確立するための支援に取り組みます。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
人・農地プラン作成数	70 件	55 件
農業法人数（集落営農法人化数及び新規参入企業数・3年間の累計）	3 法人	—
香取ブランド認定数	23 品	12 品

（主な取組内容）

ア 人・農地プランの作成支援と集落営農の推進



地域農業の将来像を集落で話し合い、中心となる担い手を明確化し、その担い手に農地集積を促進する、人・農地プランの作成（見直し）を支援するとともに、農業生産を共同化させる集落営農の取組を推進する。

イ 農業後継者新規就農助成事業



農業後継者の確保及び新規営農者の営農意欲向上を図り、基幹産業である農業を維持するため、農業界、産業界、金融機関と連携して農業経営体育成セミナーの受講を促進するとともに、新規参入者への支援を行う。

ウ 農産物等販売促進事業



市内農産物のブランド化・販路拡大を図るため、残留農薬検査の実施費用の補助を行うとともに、農産物 PR イベントや特産品開発事業等を実施し、市内農産物の安心・安全性を理解してもらい、産地の知名度を向上させる。

エ 農業振興資金利子補給事業



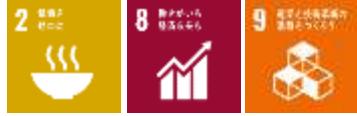
安定的な農業経営を実現するため、農業制度資金の利便性の向上を図りながら、市、金融機関に相談窓口を設置し、資金融資と利子補給を行う。

オ 基盤整備等の推進

米の生産コストの縮減や高収益作物への転換のため、基盤整備等の条件整備を積極的に支援し、農地の大区画化・汎用化や農道、農業用施設の整備を進めるとともに、生産活動等が継続できるよう、多様な人々の参画による地域資源の保全活動等を支援する。

**力 農業経営の基盤強化や法人化、企業参入の推進**

意欲ある担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地バンク（農地中間管理機構）の活用を進める。また、集落営農組織の法人化を推進し、持続できる経営体をつくることにより、安定した就労の場として新規就農者等の増加を図る。これに加え、多様な担い手である企業参入を促進し、担い手不足や耕作放棄地の解消に対応する。

**キ 園芸農産振興、6次産業化による高収益型農業の推進**

高収益型の農業を推進するため、契約栽培による安定収入、施設園芸や果樹による高収益化を支援し、更に6次産業化による付加価値化を推進する。

**ク 地域的な特性を持つ農産物等のブランド化に向けた取組**

地域的な特性を持つ農産物等の生産振興に取り組むとともに、「ちば香取のすぐれもの」ブランド化の知名度を向上させる。

**ケ 有害鳥獣対策**

有害鳥獣による農作物等の被害を防止し、営農意欲と生活環境の向上を図るために、被害状況の積極的な把握と駆除対策を推進する。また、狩猟免許者の育成等を促進する。

**コ （新）森林環境の整備**

間伐等による適切な森林整備や保全を推進するため、森林環境贈与税などの活用について検討する。

② 企業誘致の推進や創業等への支援

地域経済の基盤となる企業の誘致により、市内で働く意欲が湧く様々な業種や職種の雇用の場を確保し、若者の定住促進に効果的な雇用環境の改善に取り組みます。

また、市・金融機関・商工会議所・商工会等との協働による地域産業の創出に取り組み、新たに事業を行う創業者や新たな分野に事業展開する事業者に対し、相談、支援体制を拡充することで、商工業の振興と新たな働く場の確保を図ります。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
誘致企業の雇用者数（うち市内在住者数）	30人（18人）	—
新規創業者数※	12人	—

※「香取市創業塾」修了者のうち、新たに創業した者の数

（主な取組内容）

ア 企業誘致事業



産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、誘致対象地の調査、市ウェブサイトでの広報、情報収集、企業訪問等の誘致活動を実施する。立地企業に対して、立地奨励金・雇用促進奨励金の交付等の支援を行い、企業誘致を推進する。

イ （新）空き公共施設等への企業誘致の推進



雇用機会の拡大及び空き公共施設の有効活用を図るため、学校跡地など市が所有する建物・用地への企業誘致を推進する。

ウ （新）誘致可能な用地の確保



企業誘致が可能な用地の情報を収集し、用地の開発可能性などについて調査・検討を行ったうえで、企業に対し情報を提供する。また、必要に応じ用地の取得、造成、インフラ整備を実施する。

エ （新）商業施設誘致促進事業



市外に流出している買い物客を市内に集客するとともに、市内での買い物の利便性向上を図る観点から集客力の高い商業施設の誘致を検討します。

オ 中小企業の新規開業資金への支援の実施

香取市中小企業創業支援資金の利便性の向上、利用対象の拡大等の検討を行い、創業を促進する。

また、市内で新たな事業を開始する法人や個人に、市と商工会議所、商工会が連携し、積極的な支援を行うことで市内での創業を促進する。

力 (新) 創業支援事業

香取市創業支援事業計画に基づき、市内で創業を希望する人に対し、相談や創業に必要な資金の支援を実施する。

キ (新) 市内企業への就職を促進

市内企業の魅力を発見し、理解を深めてもらうとともに、ハローワークと連携し市内企業への就職促進を図る。

③ 中小企業の活性化支援や商業団体の育成、支援

商工会議所、商工会等と連携し、中小企業者の経営基盤強化に取り組みます。

商店街のイベントや事業等への支援のほか、新規創業者や事業拡大等による商店街の空き店舗活用を促進し、既存商店街の魅力向上を図り、地域で買い物が行われることにより、地域の活性化につなげます。

また、事業主の高齢化や後継者不足による廃業が増加していることから、事業承継を推進します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
空き店舗新規開店数※1	9件	—
商工団体加入事業者数※2	1,707 事業者	1,707 事業者

※1 空き店舗対策事業補助金の交付を受け、新たに空き店舗に出店した事業者数

※2 佐原商工会議所と香取市商工会に加入する会員の合計事業者数

（主な取組内容）

ア 商業活性化支援事業



地域の商店街の魅力向上に向けたイベント、事業等に支援を行い、商店街の活性化を図る。また、商工会議所や香取市商工会、商工会連合会などの各種商業団体と連携し、基盤強化、商業活性化に向けて取り組む。

イ 空き店舗対策事業



商業の振興を図るとともに、既存商店街の空洞化を抑制するため、空き店舗の状況把握と、開業者に対する支援を行う。

ウ 中小企業者の経営体质の強化



中小企業の経営の安定を図るため低利融資の実施及び利子補給・保証料の補助を行うとともに、中小企業従業員の福祉の向上を図るため、中小企業従業員の生活の安定、厚生のために必要な資金の融資を行う。

また、経営者の経営改善化を促進するとともに、経営改善普及事業に対し支援を行う。

エ （新）事業承継支援事業



事業主の高齢化や後継者不足により、廃業となるケースが増加していることから、商店街の空洞化を防ぐため、後継者の確保や第三者等への事業譲渡など、事業承継を支援する。

(2)定住と香取市への交流・移住の促進

【数値目標】

評価指標	目標値 (R4)	基準値 (H30)
年間観光入込客数	720万人	684万人
若年層（15歳から34歳）の転出超過数	200人以内	242人

《基本的方向》

本市の人口減少が進むなか、地域ならではの活力や暮らしの充実を維持するためには、本市の優れた地域資源を見出し、具体的な活用方策を展開することで、移住・定住の促進をはじめ、交流人口・関係人口等の増加を図ることが重要です。地域特性を活かした魅力あるまちづくりを推進することにより、定住人口の減少に歯止めをかけ、交流人口の増大を図ります。「行ってみたいまち」から「住んでみたいまち」へつながる地域の魅力を最大限活かす取組を行い、移住・定住へつながる支援施策を展開することで、新しい人の流れを創出します。

また、高校生アンケート（R1.11実施）の結果では、「香取市に住み続けたい」「進学等で一度は他の地域に出るかもしれないが、また戻ってきたい」と回答した割合が増加しており、当該世代のふるさとへの愛着度の高まりにも留意する必要があります。自然や歴史・文化に恵まれた本市の特性を十分認識し、児童・生徒を対象とした地域への愛着を深める教育関係施策の実施などにより、若年層の流出防止にも取り組みます。

① 住環境面からの定住・移住推進体制の整備

ライフスタイルの多様化による核家族化や少子高齢化を伴う人口減少により増加している空き家について、市外からの移住者や若年層世帯の利活用を促進することで、移住・定住の促進を図ります。また、空き家物件の確保とともに、移住希望者に対し、本市の魅力を積極的に情報発信し、地域コミュニティの維持と、地域の活性化に取り組みます。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
空き家バンクシステムを通じた物件の斡旋件数（3年間の累計）	15件	—

（主な取組内容）

ア 空き家バンク事業



市内の空き家を有効活用し、定住促進による地域の活性化を図ることを目的として、空き家バンクシステムを活用するほか、関係団体等と連携し、効果的な定住誘導策に取り組む。

イ 移住・定住者向け支援事業



空き家バンクに登録された住居を購入した移住者を対象に、リフォーム費用の補助や（仮称）地域センターを介して地域住民との交流を促進するなど、定住へつなげる支援策について検討する。

また、移住希望者等を、新規就農につなげるような支援についても検討する。

② 特色ある学校教育の推進

郷土に誇りを持ち、香取市に住み続けたいという意識を高めるため、地域の自然、歴史、文化など、地域の特性を題材とした教育を推進します。祭礼や地域伝統芸能の保存・伝承への積極的な参加を促し、若者の転出防止やリターン化を図り、若者の流出減少に取り組みます。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
住み続けたいと思う回答率※	55%	50.5%（R1）

※香取市高校生アンケートにおいて、「住み続けたい」または「進学等で一度転出しても戻ってきたい」と回答した率の合計

（主な取組内容）

ア 地域特性活用教育推進事業

自然、歴史、文化など、地域の特性を題材とした教育を推進し、地域の魅力に触れ、郷土への愛着や誇りを持つことで、香取市に住み続けたいという意識を育む教育を推進する。



イ 農業体験を通じての学校教育の取組



米作りや野菜作りなどの体験活動をとおして、地域の特色であり基幹産業でもある農業への意識や理解を深める。また、市内で起業している農業に関する事業所等を紹介し、職業体験等の活動を推進することで、将来、本市の農業に携わる人材を育成する。

③ 観光資源の連携による回遊性の向上及び中心市街地の活性化

市内に点在する観光資源を組み合わせることにより、回遊性を向上させ、新たな魅力を創出します。また、外国人観光客の誘致や戦略的プロモーションを推進することにより、滞在時間の延長とさらなる交流・集客の促進を図ります。

また、小野川周辺の歴史的町並みに一層の磨きをかけるとともに、中心市街地である佐原駅周辺の整備や橋ふれあい公園の整備などを進め、人々が集い、にぎわいのあるまちを目指します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
平均旅行消費額	6,500 円	5,481 円（H29）
観光施設外国人年間入込数※	14,000 人	10,893 人
観光宿泊客数	105,000 人	55,835 人

※日本政府観光局認定外国人案内所（佐原町並み交流館及び駅前観光案内所）の利用者数



（主な取組内容）

ア 香取市版DMO（観光づくりプラットフォーム）との連携

香取市版DMO（Destination Marketing/Management Organization）との連携を図り、幅広い分野の関係団体との連絡調整の場を設ける。また、関連する各種データ等を継続的に収集・分析することで、データ等エビデンスに基づく明確なコンセプトや戦略を策定するとともに、地域の観光関連事業者への業務支援やコミュニケーションを通じて、多様な関係者間で戦略を共有、または合意形成が有効に行われる仕組みを整備する。さらに、地域のイベントや観光客に提供するサービスを向上・評価する仕組みや体制を構築し、地域の魅力向上や観光客の利便性向上を図るなど、地域一体となった戦略的な観光振興により、更なる集客や観光消費の増大を推進する。



イ 戰略的プロモーションの推進

行政と関係団体が連携し、戦略的及び効果的な観光プロモーションを推進する。メディアへの積極的な観光情報のリリースとそれによる広報宣伝事業の展開により、市の認知度強化を推進し、メディア露出効果を誘客へ結び付ける。

また、新たな情報通信技術の活用検討とFacebook、Instagramなどの活用を実施し、国内外に魅力ある情報を発信する取組を行うとともに、情報の相互交流や口コミを利用した新たな観光資源の発掘や集客を図る。



ウ 外国人観光客等誘致事業

国内外観光客の誘致を図るため、近隣の観光圏自治体との連携を進めるとともに、新たな技術を活用した移動手段の利便性向上などを検討する。

また、外国人観光客向けプロモーションの充実と受け入れ環境整備を進め、国際観光を推進します。



エ (新) 観光商品開発事業

更なる観光客の誘客に向けて、近隣の自治体と連携し東国三社巡り等の新たな観光商品の開発を行う。



オ 観光振興を担う人材の育成

既存観光資源の活用や新たな観光資源の発掘、情報発信機能の強化を図るために、「地域おこし協力隊」制度を活用し、人材の募集を行う。地域おこし協力隊員については、観光振興事業の企画のほか、地域協力活動などを行いながら、市の観光振興を担う人材として育成する。



カ 成田空港へのバス定期運行の検討

成田空港の機能強化によって見込まれる利用者の増加を、地域の観光振興につなげるため、市と空港を結ぶ交通手段の検討を行う。

また、通勤通学等にも利用を可能とすることで市民の利便性向上を図る。



キ 街なみ環境整備事業

重要伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区内における良好な景観と住環境の向上を図るため、公共施設、公共空間及び歴史的建造物等の修景及び整備を行う。

また、平成30年度から工事着手している香取街道（県道佐原山田線）の無電柱化工事について、千葉県及び関係機関と協力して早期完成を目指す。



ク 複合公共施設整備事業

市内・市外から人を集め、中心市街地に賑わいを創出するとともに、高齢者から子どもまでが、まちなかに安心して楽しく住み続けることのできるまちを実現することを目的として、大型店舗跡地に公共施設等の生活サービス機能を集積した複合的な施設を整備する。



ケ 橋ふれあい公園整備事業

パークゴルフ場やキャンプ場などを整備し、市内・市外の利用者の交流や幅広い年齢の利用者による世代間の交流を促進する。また、平成30年度末に完成した体験学習施設を活用し、地域の活性化を図る。



コ 観光客の滞在時間の延長

北総四都市江戸紀行として日本遺産に認定された「佐原の町並み」やユネスコ無形文化遺産に登録された「佐原の山車行事」、古民家を活用した宿泊運営などを有効活用し誘客を図る。また、主要産業である農業を活かした収穫体験など本市の恵まれた観光資源の組合せにより回遊性を向上させ滞在時間の延長を図る。

また、夜に開催されるイベント等の開発と支援を行う。

④ 新たな都市と農村交流の潮流を創出

農村部では、都市部に先駆けて人口減少・高齢化が進行する一方で、若者を含め、都市住民の田舎暮らしへの関心が近年高まりつつあります（U I J ターンの動き）。

今後、増加が見込まれる訪日外国人旅行者の呼び込みなど観光との連携をはじめ、教育、福祉分野等他分野と農業との新たな連携を進めます。

また、女性や若者、高齢者の知見・感性を活かした6次産業化等への取組の促進等により、農村部の魅力を高めるとともに、定住及び都市との地域間交流を促進し、農村地域における所得・雇用の増加や、移住・定住につなげる取組を行います。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
空き家バンク事業を利用した移住者数（3年間の累計）	10人	—
移住セミナー開催・参加回数（3年間の累計）	10回	1回

（主な取組内容）

ア 香取のふるさとまつり事業



香取のふるさとまつりとして、地域住民と協働で地域の特色や地域の特産品を生かしたイベントを開催し地域間の交流を図るとともに、香取市産の農産物・特産品や文化資源などの魅力を市内外に発信する。



イ ふるさと農園運営事業及び滞在型市民農園運営事業

農村と都市住民との交流を促進するため、市民と都市住民に山田ふるさと農園及び紅小町の郷ふれあい農園や滞在型市民農園クラインガルテン栗源を貸し出し、農園を活用した交流を図るとともに、情報発信を行う。



ウ 道の駅くりもと紅小町の郷を中心とした交流・体験事業

都市と農村の交流及び総合交流拠点となる道の駅くりもと紅小町の郷や道の駅水の郷さわらを活用し、農業体験や特産物のPRを行い農村の魅力を発信する。



エ 移住者向け情報発信事業

市ウェブサイトの活用や移住セミナーの開催、参加などにより、自然環境や歴史・文化に恵まれた地域の魅力を発信するとともに、移住を検討しやすいように、移住や定住に役立つ事業等の情報を発信する。



オ 移住・定住者向け支援事業【再掲】

空き家バンクに登録された住居を購入した移住者を対象に、リフォーム費用の補助や（仮称）地域サポーターを介して地域住民との交流を促進するなど、定住へとつなげる支援策について検討する。

また、移住希望者等を、新規就農につなげるような支援についても検討する。

(3) 出産・子育て環境の整備 ～若い世代の希望をかなえるための環境を整備～

【数値目標】

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
合計特殊出生率	1.25	1.15
若年層（15歳から34歳）の転出超過数	200人以内	242人
子育て施策に対する満足度※	20.0%	△3.3%（H29）

※市民意識調査による満足率と不満率との差

《基本的方向》

人口ビジョンで示すとおり、就職・就学等の事由などから、男女とも10代後半から20代までは転出超過の状況が続いており、30代についても、転入超過の傾向がみられるものの、引き続き転出抑制、転入増加の取組が必要です。また、合計特殊出生率についても、平成30年で全国の1.42、県の1.34と比較して、本市は1.17と低い状況にあり、子どもの数や若者世代の減少は、人口減少対策を考える上で、最も重要な課題となっています。

このような状況から、若年層の人口流出を防ぐ一方で、出生率の向上を図るために、子育て世代が「ここで子どもを産み育てていきたい」と思えるまちづくりを進めます。子育て世代への支援施策の充実、子育て環境の整備のほか、とりわけ地域における子どもの見守りを加えた3点を柱とし、若い世代が希望どおりに結婚し、子どもを産み育てることができるよう、結婚から子育てに至る切れ目のない一貫した支援措置を充実させるとともに、家庭、地域、保育所、幼稚園などと幅広い連携施策を講じ、子育て家庭を地域全体で支え、市民が安心して子育てのできるまちを目指すことにより、若年層の流出に歯止めをかけ、転入を促進し、出生率の向上を図ります。

① 子育て家庭への経済的負担の軽減

若い世代が希望どおりに結婚し、子どもが持てるよう、結婚から子育てに至るまで経済的な負担軽減を図ります。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
不妊治療の助成による出生数 (3年間の累計)	13人	—

（主な取組内容）

ア 不妊治療費助成事業

不妊治療を受けている夫婦の不妊治療費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。



イ 子ども医療費助成事業

子ども保健対策の充実及び経済的負担の軽減を図り、子どもの健康増進及び子育て支援体制の充実に寄与するため、本市に住民登録のある0歳から高校生世代（18歳到達後の最初の3月31日）までの子どもの保険医療費の全部又は一部を助成する。



ウ ひとり親家庭医療費等助成事業

ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、18歳の年度末までの児童を持つ、ひとり親家庭等の親や養育者及びその児童に対し、入院、通院及び調剤等、保険医療給付の自己負担額の一部を助成する。



② 出生率の向上

市内のすべての妊婦が市外の医療機関で出産している現状の早期改善と出産から子育てまでを安心して生活することができる連続的な地域医療体制を構築するため、産科クリニック等の誘致に取り組みます。また、第3子に対する出産を積極的に推進することで、出生率の向上を図ります。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
産科クリニック等の誘致	誘致の実現	—

（主な取組内容）

ア 産科クリニック等誘致事業



市内のすべての妊婦が市外の医療機関で出産している現状の早期改善と出産から子育てまでを安心して生活することができる連続的な地域医療体制を構築するため、産科クリニック等の誘致に取り組む。

イ 第3子支援制度（保育料の軽減）



子育て家庭の経済的負担を軽減し、積極的に第3子以降の出産を促すため、小学校就学前の子どもが2人以上いる家庭で、同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合(特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合を含む。)における保育料の月額を、3人目以降は無料とする(2人目は半額)。

③ 地域における子育て支援体制の充実

地域の子育て家庭への支援は、核家族化や地域のつながりの希薄化、子どもの数の減少などを背景に、親の就労に関わらず、子育て家庭を地域で支え、子育てにおける孤立化や不安感、負担感を軽減していくための施策の展開や、社会全体で子育てを支える環境づくりが求められています。そのため、家庭、地域、保育所、幼稚園などと幅広い連携を一層図り、子育て家庭を地域全体で支え、市民が安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

さらに、子育てに関する相談ができる環境づくりを進めるとともに、保育ニーズの変化に応じた環境や機能の充実を図り、切れ目ない子育てサービスの提供を目指します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
特定教育・保育施設等待機児童者数	0人	0人
放課後児童クラブ待機児童数	0人	30人

（主な取組内容）

ア 放課後児童クラブ施設整備・運営事業

小学校に就学する児童で、放課後や学校休業日等に家庭において適切な保護を受けられない場合、児童の健全な育成と事故防止を図るため、地域の実情と必要性に応じて、放課後児童クラブを整備・運営する。



イ ファミリーサポートセンター事業

地域における市民相互の子育て支援を通じて地域コミュニティの活性化を図るため、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する支援を行う。



ウ 一時預かり事業

保護者の急な用事や短期の就労等により、家庭での保育が困難となった乳幼児の一時的な保育を保育所などで実施する。



エ 家庭児童相談室設置運営事業

家庭児童相談室を子育て世代包括支援センター内に設置し、家庭相談員が家庭における人間関係の健全化及び適応性を育成するなど、家庭児童福祉に関する相談指導を行う。





オ 地域子育て支援センター事業

地域の子育て支援センターを子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを推進するため、保育所に入所していない就学前の乳幼児とその保護者に対し、子育てに関する相談全般や遊びなどの指導を実施する。



カ 子ども・子育て支援事業

第2期香取市子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、毎年、香取市子ども・子育て会議により評価検証を行う。



キ 母子・父子福祉推進事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子及び父子並びに寡婦の自立を支援するため、子育て世代包括支援センターにおいて、ひとり親家庭等の自立支援や相談を実施する。



ク 幼保一元化施設整備事業

幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い保育・教育を一貫的に提供するため、保育所と幼稚園の統合整備による幼保連携型認定こども園への移行を検討し、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として育ちと学びの連続性を踏まえた教育を実施する。



ケ 子育て世代包括支援センター運営事業

母子健康手帳の交付をはじめ、妊娠・出産・子育て期に関する各種の専門的な相談に応じ、必要な情報提供や助言、保健指導を行うほか、家庭児童相談室の機能を核として、特定妊婦や保護が必要と思われる児童への支援を実施するなど、子育てに関する窓口を集約し、一貫的な運営を行う。

④ 保健機能の充実

妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健サービスを住民に身近な場所で受けられるようにするなど、母子保健医療体制の整備を進めます。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
「香取市健康相談ダイヤル24」への相談件数	3,800件	3,610件
生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問率	90.0%	76.1%

（主な取組内容）

ア 健康医療電話相談サービス事業



急な病気・けがで困った時の対応や健康・医療・育児・介護に関する相談に、医師・保健師・看護師などが24時間年中無休で電話相談サービスを提供し、市民の健康医療や介護・子育てに関する不安等の軽減を図る。



イ 乳児家庭訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに養育環境の把握及び助言を行う。



ウ ママパパ教室事業

助産師、保健師等が、妊婦と夫等を対象に妊娠・出産・育児に関する知識や父親の役割等について集団教育を実施する。



エ 発達相談事業

乳幼児健康診査等で言語・情緒・運動・発達の面で支援が必要な乳幼児と保護者に対して相談・指導（個別・集団）を実施する。

(4) 時代にあった地域の創造

～安心な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を促進～

【数値目標】

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
住み続けたいと思う市民の割合※	70.0%	64.6%（H29）

※市民意識調査において、「今の場所に住み続けたい」または「市内で引っ越したい」と回答した率の合計

《基本的方向》

住民自治協議会をはじめ、様々な市民団体の活動の場や機会を創出、支援することにより、地域における身近な課題や高度化する市民ニーズに応じ、市民が主体となり、積極的に地域づくりを進めていける環境を整備するなど、引き続き、市民協働による地域づくりを推進します。

また、今後の人口減少社会に対応するため、身の丈に合った公共施設の再編統合と維持を計画的に行うほか、都市機能の集中的な配置や公共交通網等の整備による市内の交流活動ネットワークの進展を考慮することにより、効果的かつ効率的な行政サービスの提供や施設の維持に係る経費の削減を図るとともに、必要に応じ、周辺自治体と機能連携するなど、限られた資源を有効活用しながら、市民の安心した暮らしの担保と、に適切なサービスを提供する体制を整備します。

もちろん、時代の変化や複雑多様化する市民ニーズへの的確に対応するため、様々な機会を通じ、市民の声を施策に反映しながら、各施策の実施にあたります。

① 市民協働による地域づくり

市民と行政がそれぞれの役割を認識し、共に考え、共に行動し、地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的に向かって、理想的なまちをつくりあげていくため、住民自治協議会や自治会、各種市民活動団体への市民参加を促し、市民と行政の協働により持続可能な地域社会の構築を目指します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
住民自治協議会の事業・活動に参加したことのある者の割合	30%	—

（主な取組内容）

ア 市民協働まちづくり活動事業

香取市市民協働指針「かとりの風」で示した市民協働によるまちづくりを進めるため、概ね小学校区ごとに住民自治協議会が設立され、行政と協力・連携し、地域の課題解決と活性化に向けた活動が地域主体で展開されている。

市は、その活動に対して人的・財政的の両面から支援を行う。

今後、更に住民自治協議会の自立を促進し、地域への愛着をよりどころに地域特性を生かした魅力ある地域づくりが展開されることにより、活力の維持・向上を目指す。



イ 地域振興事業



地域の活性化とともに、市民活動団体の活動の継続性を高めるため、市内で活動しているテーマ型市民活動団体等に対し、市民が地域の課題解決や活性化のために行う地域の特色を生かした事業に対して補助金を交付する。

② 公共交通の利便性の向上

市民の身近な交通手段である路線バスの運行維持を図るとともに、地域住民の生活スタイルや生活圏を考慮しながら循環バスなどの利便性の向上を図り、併せて、新たな運行形態について検討し、地域に密着した公共交通の確保を目指します。

また、本市から市外または県外・東京への通勤・通学の利便性を向上し、定住性を高めるとともに、東京及び成田空港からの観光目的の来街者に対する鉄道及び高速バスの利便性を向上し、交流人口の拡大を図ります。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
市内バス停からの高速バス年間乗降者数	268,000人	261,399人
公共交通利用者数(鉄道・高速バスを除く)	126,000人	127,708人

(主な取組内容)

ア バス路線運行事業



市民の身近な交通手段であるバス路線の運行を維持し、地域住民等の交通手段を確保するため、廃止路線代替バスなどへの運行費を補助する。

また、NPOなどの新たな運営主体に対してのサポートを行う。



イ 循環バスの利便性の向上及び乗合タクシー運行事業

交通空白・交通不便を解消・縮小し、地域住民等の交通手段を確保するため、循環バスの利便性の向上を図るとともに、新たな公共交通運行形態として、乗合タクシーの運行を実施する。

また、新たなモビリティサービスを検討する。



ウ バスターミナル整備事業

既存バス路線のサービスレベルの強化、新規路線の整備を進めるため新たにバスターミナルの整備を実施する。市内に居住しながら、東京圏等への通勤・通学を可能とし、若年層の定住選択が可能となる環境の実現と首都圏と成田空港への交通アクセス向上による国内外からの交流人口拡大を目指す。



エ 鉄道の利便性の向上

運行本数の減少と成田駅での乗換が必要な運行が増えたことにより、利用者の利便性が低下しているが、市内に居住しながら、通勤・通学ができる環境を維持するため、鉄道ダイヤの維持と利便性の向上について、関係機関への要望を行う。

③ごみ処理体制の充実

市民、事業者、行政の役割分担と協働のもと、ごみの発生抑制、減量化、資源の再利用・再資源化を推進し、ごみ処理の責任体制を明確にし、その適正処理を推進するとともに、資源循環型のまちを目指します。

また、効率的なごみ処理を進めるため、香取広域市町村圏事務組合と協議、連携し、経年劣化による老朽化の著しいごみ処理施設の更新整備を進めます。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
一般廃棄物のリサイクル率	23.0%	19.1%

（主な取組内容）

ア ごみ出し困難者対策事業



高齢化社会に向けたごみ出し困難者対策として、65歳以上の介護保険法で要介護及び要支援と認定とされている人等を対象として、ごみ出し困難者に対し戸別収集を継続して実施する。



イ 循環型社会の確立

リサイクルの促進によるごみ減量化は、ごみ処理経費の縮減や地球温暖化対策にも寄与するものであることから、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）を積極的に推進する。

また、ボランティアによるクリーン作戦等を支援し、自然、歴史及び文化が豊かな美しいまちを大切にする。



ウ （新）ごみ処理施設整備

既存の可燃ごみ処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設は、経年による老朽化とごみ質の変化、さらには、災害時に備えた強靭性の確保や焼却時に発生する熱エネルギーの利活用などの課題が顕在化しており、省エネ・創エネの促進、災害対策の強化等を勘案して、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場について、ごみ処理事業の運営主体である香取広域市町村圏事務組合と協議、連携し施設の更新整備を進める。

④ 再生可能エネルギーの利活用

自然保護、環境への負荷低減の意識を醸成するとともに、地域資源から得られる経済的メリットを地域の環境整備に還元し、自然と共生するまちを目指します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
再生可能エネルギーの導入量※	8,382kw	7,424kw

※市太陽光発電所及び市が補助した住宅用太陽光発電による電力量

（主な取組内容）

ア 太陽光発電施設運営事業



地球温暖化防止対策を推進するため整備した太陽光発電施設による売電収入を有効活用し、生活環境整備のため事業を実施する。

イ 低炭素社会の創出



太陽光・太陽熱・バイオマス等の多様な自立・分散型の再生可能エネルギーの導入を推進し、災害に強い安全で持続可能な社会を構築し、人々が集うまちを創造するため、低炭素で省エネルギー型のまちを創出する。

⑤ 安心・安全な水の安定供給

水道施設の老朽化による更新需要の増加、人口減少などによる水需要の低下に伴い、将来的に経営環境の悪化が懸念される中、安全な水を安定して供給するため、千葉県水道ビジョンに基づく香取ブロック（香取市・神崎町・多古町）の広域連携を推進し、経営基盤の強化を図り持続可能な水道事業を運営します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
広域化基本計画の策定	計画の策定	—

（主な取組内容）

ア （新）水道事業の広域連携の推進



安全な水を安定して供給するため、各水道事業の現状と課題を把握したうえで、施設整備計画や財政計画などのシミュレーションを行い、広域化の方針を示す基本計画を策定し、香取ブロックの広域連携を推進する。

イ （新）老朽化した水道施設の更新



老朽化した浄水場及び管路などの更新を行うとともに、更新に合わせ施設の統廃合を行い、経営基盤の強化を図ります。また、香取ブロックでの広域連携を視野に、適正な規模で効率的な施設更新を行うとともに、災害等の影響を考慮し耐震化を進めます。

⑥ 公共施設ストックマネジメントの強化

公共施設・公共インフラが老朽化等により更新時期を迎える中で、施設等の維持管理は、今後、市の財政的負担の面などからも大きな課題となることから、公共施設等を計画的に管理するため、公共施設マネジメントに取り組みます。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値	基準値（H30）
公共施設等総合管理計画の更新	R3年度中に更新	—

（主な取組内容）

ア 公共施設等総合管理計画の推進および更新



香取市公共施設等総合管理計画の基本的な方針である公共施設総延床面積25%縮減の実現に向け、個別計画を策定して推進していきます。

特に、学校、保育園、幼稚園等の統廃合による空き施設の有効活用を検討する。

また、個別施設計画の内容を踏まえ平成27年度に策定した公共施設等総合管理計画の更新を行う。



イ 複合公共施設整備事業【再掲】

市内・市外から人を集め、中心市街地に賑わいを創出するとともに、高齢者から子どもまでが、まちなかに安心して楽しく住み続けることのできるまちを実現することを目的として、大型店舗跡地に公共施設等の生活サービス機能を集積した複合的な施設を整備する。



ウ （新）空き公共施設等への企業誘致の推進【再掲】

雇用機会の拡大及び空き公共施設の有効活用を図るため、学校跡地など市が所有する建物・用地への企業誘致を推進する。

⑦ 小中学校の再編及び施設整備

次世代を担う児童・生徒の人間力を育てるため、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体を育む教育環境が整っているまちを目指します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
児童数120人未満の小学校数	9校	14校
中学校単学級化の校数	2校	3校

（主な取組内容）

ア 学校等適正配置計画実施プランの推進



少子化による児童・生徒の減少に伴う小中学校の小規模化に対処するため、市民協働で学校再編を検討し、教育環境の不均衡の是正並びに、維持向上を図る。また、統合する学校に対し、円滑に統合が行われるよう、統合に伴い必要となるスクールバスの運行や学校施設の整備等の支援を行う。

イ スクールバスの運行



児童・生徒が小中学校の学校再編に伴い遠距離通学（通学時間が30分程度、通学距離が小学校においては2km以上、中学校においては6km以上の距離）となる場合、スクールバス等の運行を行う。

ウ （新）長寿命化改修事業等の実施



築40年を経過した校舎・屋内運動場について、長寿命化が可能な施設について長寿命化改修工事を実施し、コストの縮減を図るとともに、安全で快適な教育環境を整備する。

⑧ 安心で安全なまちづくり

交通安全・防犯対策及び地域防災体制の構築による、安心で安全なまちづくりが求められています。

自助・共助による地域防災体制の充実とともに、住む人が健やかに暮らし、住んでよかったと思われるまちづくりを推進します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
人口 1,000 人当たりの交通事故発生件数	2.6 件	2.6 件
自主防災組織の組織数	185 団体	115 団体

（主な取組内容）

ア 交通安全対策施設整備事業

交通マナーの意識向上や視認性の高い交通安全施設の整備拡充を図り、未就学児や高齢者が安心して暮らし、外出が出来る地域社会を造る。



イ 防犯対策事業

犯罪防止や詐欺対策のため、街路防犯カメラ等の整備を進め、市民が不安無く安心して暮らせる地域社会を造る。併せて、防犯灯の設置や安全のための防犯パトロール隊の活動支援、災害時においても市民と市が双方向に情報共有できる環境安全対策の支援ツールの構築を進める。



ウ 防災対策事業

令和元年の大規模な台風災害の経験を踏まえ、香取市地域防災計画の見直しを行い、防災体制の強化充実を図る。また、香取市備蓄計画の見直しを併せて行い、備蓄品の品目・数量を充実させるとともに、必要な防災資機材の確保に努める。



エ 地域防災力の向上

自助、共助に対する重要性の理解を深めてもらうため、市民へ出前講座などを通じ周知を促す。また、地域防災力向上のため自主防災組織等の設立、育成及び活動の活性化を図る。



⑨ 高齢者の健康長寿に向けた取組

介護を必要な人が必要な時に受けられる充実したサービス体制の整備や一歩進んだ介護予防の推進により、高齢者が生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

また、介護予防事業や保健事業などにより、高齢者がいつまでも元気に暮らせる社会を目指します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
介護予防教室参加者数（実人数）	2,300 人	784 人
地域サロン設置数	15 ケ所	6 ケ所

（主な取組内容）

ア 介護予防事業



高齢者が日常生活において要介護状態になることを防ぐため、65歳以上の方を対象に、指導員等により転倒骨折予防、認知症予防教室等を開催する。



イ 予防接種事業

高齢者に対して予防接種法で規定されている予防接種（インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種）を、個別接種により実施する。



ウ 市民主体の健康づくり活動の促進

地域全体で健康増進に取り組み、市民主体の健康づくり活動の活性化を図る。

⑩ 地域間交流と近隣自治体等との連携

姉妹・友好都市や共通の課題・目的を持つ他自治体との交流を通して、市民の感性や想像力が醸成される街を目指します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
新たな姉妹都市等交流事業の実施件数	3件	—

（主な取組内容）

ア 広域交流・連携事業

今後の人口減少・少子高齢化の進行に対応するため、共通の課題や目的を持つ近隣自治体との連携し、持続可能な圏域づくりを進めるほか、地域振興事業などの広域プロジェクト活動を推進する。



イ 姉妹都市等交流事業

都市間の相互理解や友好親善の推進、地域の振興・活性化につなげるため、姉妹都市である兵庫県川西市、友好都市である福島県喜多方市などとの交流活動を行い、相互の産業の振興、人材の育成などを図る。

また、ゆかりのある全国の自治体などとの連携により地域活性化に取り組む。



ウ 高校・大学等との連携事業

様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図るため、高校、大学等の協力関係を一層強化し、連携事業を推進する。



⑪ 歴史と文化を活かしたまちづくり

祭礼などの地域行事を通じ、地域のつながりを深め、地域の活性化を図るとともに、郷土への愛着を育むことで、若者の転出を抑制します。

○重要業績評価指標（KPI）

評価指標	目標値（R4）	基準値（H30）
国・県・市指定文化財件数	188 件	183 件

（主な取組内容） ア 伝統文化の継承と文化財の維持

山車行事や神楽をはじめとする伝統文化の継承、指定文化財の維持管理は、少子高齢化等により維持することが困難な状況にあることから、後継者の育成や活動の支援を図る。



イ 文化遺産・指定文化財等の利活用の推進 数多く文化資源を持つ歴史のまちとしての特性を維持し、観光事業に活用していくために三菱館などの建造物等を修理・保存する。また、郷土教育、地域理解、学校教育での有効活用を図る。



ウ 伊能忠敬記念館の機能拡充 伊能忠敬翁の業績に関する調査研究を行うとともに、外国人や小中学校団体などの見学対応ができるようデジタル機器等の最新の手法を活用した常設展示等の改修を実施していく。

また、市民が学芸員のように、忠敬翁の業績についての知識を蓄積し理解を深めるための取組を実施する。



9. 総合戦略の推進にあたって

（1）全庁体制による総合的・横断的な施策の推進

本市では、国のまち・ひと・しごと創生法の制定に対応し、人口問題対策を軸とする施策の全庁的な推進を図るため、その実施にあたり、府議において協議・検討することを基本としています。既存の行政分野にとらわれることなく、実効性の観点から総合的・横断的な施策の推進を図ります。

（2）国・県との連携の推進と制度の積極的な活用

総合戦略で掲げる目標を実現するため、國の方針を踏まえるほか、千葉県の総合戦略とも継続的かつ綿密な連携を図るとともに、効率的かつ円滑な事業の展開に努めます。

（3）施策の検証及び戦略の見直しによる総合戦略の推進

市民、地域産業関係者、行政機関、教育機関、金融機関等の有識者で構成する香取市まち・ひと・しごと創生推進会議により、総合戦略策定における意見の聴取及び内容の審議を行うとともに、総合戦略を計画的に推進するため、施策・事業の定期的な検証作業の実施及び戦略の見直し提言等を受ける仕組みを構築します。

第2期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略 香取市人口ビジョン（令和2年改訂版）

令和2年3月発行

千葉県香取市(総務企画部企画政策課)
〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地
電話:0478-54-1111(代)
URL:<http://www.city.katori.lg.jp>



香取市